

2015年5月

発行登録追補目論見書



LLOYDS BANK

ロイズ・バンク・ピーエルシー
(Lloyds Bank plc)

ロイズ・バンク・ピーエルシー

2018年12月21日満期 ブラジルリアル建社債（円貨決済型）

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

本社債はブラジルレアル建てであるため、本社債の価値は為替レートの変動により影響を受けます。また、本社債は、ブラジルレアル建てですが、本社債の利息及び元本は、ブラジルレアル貨額を為替参照レートにより換算した円貨額により支払われ、当該為替参照レートは、日本円と米ドル間の為替レート及びブラジルレアルと米ドル間の為替レートによって算出されることがあります。そのため、本社債の価値は、ブラジルレアルの金利や日本円と米ドル間及びブラジルレアルと米ドル間の為替レートの変動の影響を受けて、変動することがあります。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-外11-1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月25日

【会社名】 ロイズ・バンク・ピーエルシー
(Lloyds Bank plc)

【代表者の役職氏名】 グループ・キャピタル・マーケッツ・イシュアンス・
ディレクター
リチャード・シュリンプトン
(Richard Shrimpton, Group Capital Markets
Issuance Director)

【本店の所在の場所】 連合王国EC2V 7HNロンドン市グresham・ストリート
25番地
(25 Gresham Street, London EC2V 7HN, UK)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 二 村 佑
弁護士 嶋 村 尚 子

【連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 12,000,000ブラジルリアル
(円貨相当額 479,040,000円)

(平成27年5月15日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表された円/ブラジルリアルの変換レートの仲値の逆数である1ブラジルリアル=39.92円(小数点以下第三位を切捨て)の変換レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 27 年 5 月 7 日
効力発生日	平成 27 年 5 月 15 日
有効期限	平成 29 年 5 月 14 日
発行登録番号	27-外 11
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500 億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし				
実績合計額		0 円	減額総額	0 円

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額) 750,000,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額		該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	28
第二部 公開買付けに関する情報	28
第三部 参照情報	28
第1 参照書類	28
1 有価証券報告書及びその添付書類	28
2 四半期報告書又は半期報告書	28
3 臨時報告書	28
4 外国会社報告書及びその補足書類	28
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	29
6 外国会社臨時報告書	29
7 訂正報告書	29
第2 参照書類の補完情報	29
第3 参照書類を縦覧に供している場所	29
第四部 保証会社等の情報	30
「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	31
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	33
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	55

第一部【証券情報】

<ロイズ・バンク・ピーエルシー 2018年12月21日満期 ブラジルリアル建社債（円貨決済型）に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ロイズ・バンク・ピーエルシー 2018年12月21日満期 ブラジルリアル建社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	12,000,000 ブラジルリアル（注2）	売出価額の総額	12,000,000 ブラジルリアル
売出しに係る社債の 所有者の住所及び氏 名又は名称	株式会社SBI証券（以下「売出人」という。） 東京都港区六本木1丁目6番1号		
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	5,000 ブラジルリアル （以下「額面金額」と いう。）
利 率	年10.20%（注3）		
償還期限	2018年12月21日（注4）		
摘 要	(1) 本社債につき、個別の格付は取得しておらず、取得する予定もない。ただし、発行会社の現在の長期格付は、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ：A、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク：A1となっている（注5）。 (2) 本社債のその他の主要な事項については、下記「売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。		

（注1） 本社債は、ロイズ・バンク・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）及びロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシーのグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「本プログラム」という。）により、2015年6月23日（以下「発行日」という。）に、発行会社によりユーロ市場における引受人（以下「ディーラー」という。）に対して発行される。本社債に適用ある条項は、本プログラムに係る2015年4月9日付目論見書（以下「本目論見書」といい、その後の補足を含む。）及び2015年5月26日に署名予定の本社債に係る補足条件書（以下「本補足条件書」という。）によって与えられる。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。本社

債は、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は券面総額及び売出価額の総額と同額である。

- (注2) 本書における「ブラジルレアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジルレアルを指す。
- (注3) 付利は、2015年6月24日より開始する。詳細については、下記「売出社債のその他の主要な事項 1. 利息」を参照のこと。
- (注4) 本社債の償還は、本社債の償還期限において、下記「売出社債のその他の主要な事項 2. 償還及び買入れ (1) 満期における償還」に従い、額面金額である5,000ブラジルレアルを該当するレート計算日における為替参照レートで換算して計算される円貨額で円貨によりなされる。「為替参照レート」及び「レート計算日」の定義については下記「売出社債のその他の主要な事項 1. 利息」を参照のこと。
- また、本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項 2. 償還及び買入れ (2) 税制上の理由による期限前償還」及び「同 (3) 違法又は法令改正による期限前償還」に記載のとおり、期限前償還される可能性がある。
- (注5) スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ及びムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（以下2社を総称して「本件格付会社」という。）は、本書の日付において我が国の金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録を行っていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。本件格付会社は、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社（以下2社を総称して「登録格付機関」という。）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界についての記載がインターネット上の登録格付機関ホームページ上においてそれぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2015年5月25日より2015年6月22日まで
申込単位	5,000ブラジルレアル
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店及び各支店（注1）
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘 要	受渡期日は2015年6月24日である。

- (注1) 本社債の申込み、購入及び払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を売出人に提出しなければならない。
- (注2) 本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）、米国のいずれかの州の証券法又はその他の法域の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。また、そのように登録される場合を除き、米国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の勧誘又は売り付けを行ってはならない。ただし、レギュレーションSに依拠する国外取引で非米国人に対する場合又は米国証券法の登録義務の免除若しくは当該登録義務に服さない取引に従う場合で、かつ、その他の適用ある証券法を遵守する場合はこの限りではない。本項において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (注3) 本社債は、米国税法のTEFRA Dに従う。米国の税務規則により認められた場合を除き、米国若しくはその属領内において、又は、米国人（United States Person）に対して、本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、米国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。
- (注4) ディーラーに対する本社債の割当後、本社債は(i)連合王国以外に居住又は所在する者に対して、(ii)欧州経済地域（European Economic Area）の加盟国以外に居住又は所在する者に対して、又は(iii)発行会社及びディーラーいずれにも目論見書指令（Prospectus Directive）第3条（若しくはその他連合王国及び欧州経済地域の加盟国において施行されている慣行）に基づく目論見書公表義務、又は目論見書指令第16条（若しくはその他連合王国及び欧州経済地域の加盟国において施行されている慣行）に基づく目論見書補遺の公表義務を負わない場合においてのみ勧誘され販売される。

売出社債のその他の主要な事項

1. 利息

- (1) 各本社債の利息は、額面金額に対して年 10.20%の利率で、利息起算日である 2015 年 6 月 24 日（同日を含む。）からこれを付す。利息の支払いは、2015 年 12 月 21 日を初回とし、それ以降上記売出要項に記載の償還期限（以下「満期償還日」という。）又は期限前償還される日まで、毎年 6 月 21 日及び 12 月 21 日（以下、それぞれを「利払日」という。）に、下記「3. 支払い」の規定に従って半年ごとに後払いでなされる。利息起算日又は直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの利息期間の利息として、額面金額 5,000 ブラジルレアルの各本社債につき支払われる利息の金額は、初回の利息期間につき 250.75 ブラジルレアル、その後の各利息期間につき 255.00 ブラジルレアルである。ただし、利息額の支払いは、該当するレート計算日に計算代理人（以下に定義される。）により以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1 円未満は四捨五入されるものとする。）で、円貨によってなされる。

初回の利払日における利払円貨額 = 250.75 ブラジルレアル × 為替参照レート

その後の各利払日における利払円貨額 = 255.00 ブラジルレアル × 為替参照レート

利払日が営業日（以下に定義される。）に当たらない場合には、翌営業日を利払日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、直前の営業日とする。）。なお、かかる調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、サンパウロ及び東京において、商業銀行及び外国為替市場が支払いの決済を行っている日（土曜日及び日曜日を除く。）をいう。

「為替営業日」とは、為替参照レートにつき、該当する主要金融センター（以下に定義される。）において、商業銀行及び外国為替市場が支払いの決済を行い、かつ、一般的な業務（外国為替市場の実務に従って外国為替及び外貨預金を扱う業務を含む。）を行っている日、又は為替障害事由（以下に定義される。）が発生していなければ支払いの決済を行い、かつ、一般的な業務を行っていた日をいう。

「為替参照レート」とは、ブラジル中央銀行が、該当するレート計算日の午後 1 時 15 分頃（サンパウロ時間）までに（またはその後可及的速やかに）ブラジル中央銀行のウェブサイト（<http://www.bcb.gov.br/?english>）に公表し、ブルームバーグの<BZFXJPY> <INDEX>ページ（又は、該当するレートが当該時点においてかかるページ若しくはサイトに公表若しくは発表されない場合は、計算代理人による単独のかつ完全な裁量によって決定される継承機関又は代替のページ若しくは公表手段）において、1 円当たりのブラジルレアルの数値として表示される、円／ブラジルレアルコマーシャル・レートのアスクの数値の逆数（小数点以下第三位を四捨五入する）として決定されるブラジルレアルから円への為替レートをいう。ただし、ブルームバーグの<BZFXJPY> <INDEX>ページとブラジル中央銀行のウェブサイトに表示される円／ブラジルレアルコマーシャル・レートが相違する場合は、ブラジル中央銀行のウェブサイトに表示される円／ブラジルレアルコマーシャル・レートが優先される。

「為替障害事由」とは、計算代理人の判断による、為替評価ページ障害の発生又は存在をいう。

「為替障害日」とは、為替障害事由が発生した日をいう。

「為替評価ページ障害」とは、レート計算日において又はレート計算日につき（又は、為替参照レートを取得する日が異なる場合には、レート計算日におけるレートが該当する評価ページに

通例公表若しくは発表される日とする。)、為替参照レートの取得が不可能又は実行不可能となることをいう。

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ又はその承継者をいう。

「主要金融センター」とは、ブラジリア、リオデジャネイロ又はサンパウロ及び東京をいう。

「不定期休日」とは、ある日につき、当該日が為替営業日以外の日であり、かつ、当該日の2為替営業日前の日の午前9時（該当する主要金融センターの現地時間）までに、市場が当該日が為替営業日でないことを公表又はその他の公開されている情報を参照することによっては認識できなかった日をいう。

「レート計算営業日」とは、レート計算ビジネスセンター（以下に定義される。）において、商業銀行が一般的な営業（外国為替の取引を含む。）を行っている日（土曜日又は日曜日を除く。）をいう。

「レート計算日」とは、利払日、満期償還日又は期限前償還金額（下記「2. (2) 税制上の理由による期限前償還」に定義される。）若しくはその他の金額の支払期日につき、かかる利払日、満期償還日又はその他の日から5レート計算営業日前に該当する日をいう。ただし、該当日が不定期休日又は為替障害日である場合、レート計算日は、下記「3. (3) 為替障害」に従って決定される。

「レート計算ビジネスセンター」とは、ロンドン、ニューヨーク、サンパウロ及び東京をいう。

- (2) 本社債は、その最終の償還の日以降は利息（もしあれば）を付さない。ただし、呈示が求められる場面で本社債の適法な呈示がなされたにもかかわらず、元本の支払いが不当に留保又は拒絶された場合又はその他支払いの不履行があった場合は、本「1. 利息」に記載された利率及び方法に従って、関連日（下記「8. 課税上の取扱い - 連合王国の租税」に定義される。同日を含まない。）まで、（判断の前後を問わず）継続して利息が付される。
- (3) 各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、かかる計算に使用される、及びかかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1円未満を四捨五入して計算する。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（同日を含む。）から計算期間の末日（同日を含まない。）までを計算する。

(4) 投資リターンの性質

本社債権者（下記「11. その他」に定義される。）に支払われる利息は、発行会社による元本利用の対価、及び、本社債権者が初期投資元本を回収できないリスク又は投資リターンが不確実であるというリスクを引き受けたことの対価としての性質を有する。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期における償還

各本社債は、下記に従い償還期限前に償還又は買入消却がなされない限り、満期償還日に、額面金額 5,000 ブラジルレアルの各本社債につき額面金額の 100%（以下「最終償還金額」という。）で償還される。

最終償還金額は、上記「1. 利息」及び下記「3. 支払い」の規定に従って、該当するレート計算日における為替参照レートに基づき、下記の算式に従い円貨に換算された円貨額（計算代理人によって決定される。）により支払われる（ただし、1円未満を四捨五入するものとする。）。

最終償還金額の円貨額 = 5,000 ブラジルレアル × 為替参照レート

満期償還日が営業日に当たらない場合には、翌営業日を満期償還日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合は、直前の営業日とする。）。

(2) 税制上の理由による期限前償還

- (i) 次の利払日若しくは満期償還日又はそれ以前に本社債の元本又は利息の期限が到来したと仮定したとしたら（実際に期限が到来するか否かは問わない。）、発行会社がコントロールできない理由（合理的な努力を尽くした場合に限る。）によって、下記「8. 課税上の取扱い - 連合王国の租税」の規定に従って追加額の支払いを行うことなくかかる元本又は利息を支払うことができない場合、発行会社はその選択において、下記「10. 通知」の規定に従って 30 日以上 60 日未満の事前通知を提出することにより、いつでも、その時未償還の本社債の全部（一部は不可）について、期限前償還金額（もしあれば、当日（同日を含まない。）までに発生した経過利息を含む。）にて償還することができる。

「解約コスト」とは、各本社債について、発行会社、ヘッジ・パーティー（以下に定義される。）及び／又はその関連会社（以下に定義される。）が関連するスワップ契約又はその他のヘッジ手段（発行会社、ヘッジ・パーティー及び／又はその関連会社がヘッジ手段として保有するあらゆる種類の商品のオプション又は売却若しくは現金化の手段が含まれるが、これに限定されず、かつ重複しないものとする。）を解除若しくは調整することによって生じるあらゆる損失、経費及び税金控除又はその他の税効果の損失をいう。解約コストを考慮するためのこれらは、すべて発行会社の単独の裁量により計算される。

「関連会社」とは、ある会社（以下「第一会社」という。）との関係で、第一会社によって直接的又は間接的に支配される他の会社、第一会社を直接的又は間接的に支配する他の会社、又は第一会社と相互に直接的又は間接的な支配関係にある他の会社をいう。ここにおいて「支配」とは、会社の議決権の過半数を有していることをいう。

「期限前償還金額」とは、各本社債について、最終償還金額に等しい金額をいい、解約コストを全て考慮した上で調整される。期限前償還金額は、該当するレート計算日に、当該期限前償還金額に為替参照レートを適用することにより、計算代理人によって決定され、円貨に換算された円貨額により支払われる（ただし、1円未満を四捨五入するものとする。）。

「ヘッジ・パーティー」とは、本社債について、ヘッジ又は関連する取引のポジションを通じて当該本社債の価格リスクをヘッジする取引を行っているあらゆる当事者をいう。

- (ii) 上記努力を行う発行会社の義務のみを条件として、発行会社が財務代理人（下記「4. 財務代理人及び支払代理人」に定義される。）に対して、財務代理人が満足する独立した法律顧問若しくは会計士による証明書（財務代理人が満足する様式に従ったもの）を提出し、かかる証明書において、上記のような状況が存在すること、又は、連合王国の租税法令（若しくはその関連規制）に変更があった場合、又は連合王国においてかかる法令等の解釈に権限を有する監督官庁に変更があった場合（かかる変更については、かかる証明書が提出された日において、法律顧問若しくは会計士の意見において利払日以前にかかる変更が実現されることが合理的に推測される場合に限る）に、上記のような状況が存在する結果になることを示すことで、上記の状況の存在確定の要件としては足りるものとする。

(3) 違法又は法令改正による期限前償還

発行会社が、適用ある現在又は将来の法律、規程、規則、判決、命令又は政府、行政、立法若しくは司法の当局若しくは権限による指令（ただし、法的拘束力がないものについては、当該指令が適用される者にとって、当該指令を順守することが一般慣行である場合に限る。）に基づき、本社債上の義務を履行し又は本社債上の地位をヘッジする手段を保有、取得又は処分することが、

(i) 不法、違法となり又は全部若しくは一部について禁止された若しくは禁止される旨、又は

(ii) 発行会社の負担する費用を著しく増加（租税債務の増加、税法上の特典の減少又は発行会社及び／又はその関連会社の税制上の地位に対するその他の負の影響を含むが、これに限定されない。）させる旨を誠実に決定した場合（以下「違法」という。）、発行会社はその選択において、下記「10. 通知」の規定に従って30日以上60日未満の事前通知を提出することにより、いつでも、その時未償還の本社債の全部（一部は不可）について、期限前償還金額（もしあれば、当日（同日を含まない。）までに発生した経過利息を含む。）にて償還することができる。

(4) 買入れ

発行会社、その子会社、関連会社、持株会社、又はかかる持株会社の子会社は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本社債を買入れることができる。

かかる方法で買入れられた又は他の方法により取得された本社債は、発行会社の裁量により、保有し、再販売し、若しくは消却のために引き渡すことができる。

(5) 本社債の消却

発行会社、その子会社、持株会社、又はかかる持株会社の子会社によって買入れられた本社債のすべては、消却のため財務代理人に引き渡される場合がある。その場合、財務代理人に各無記名社債券及び期限未到来の利札を引き渡すものとし、引き渡された本社債は、発行会社が償還した本社債のすべてとともに消却される。消却のために引き渡された本社債は、再発行又は再販売することができず、かかる本社債に関する発行会社の義務は免除される。

3. 支 払 い

(1) 本社債に関する元本及び利息の支払いは、(以下に服することを条件として) 米国外に所在する支払代理人(下記「4. 財務代理人及び支払代理人」に定義される。)の指定事務所における当該本社債の呈示及び引渡しにより日本円で支払指示の小切手により行われるか、又は所持人の選択により、日本の銀行において日本円建てで開設された口座への送金により行われる。

(2) 財務法令に基づく支払い

下記「8. 課税上の取扱い - 連合王国の租税」に定められた場合を除き、本社債に関する支払いは、いかなる場合においても、支払いがなされる場所において適用のある財務その他の法令及び規則、並びに発行会社又は各本件代理人(以下に定義される。)が従うことに同意したその他の法令及び規則に従って行われるものとし、発行会社は、かかる法令、規則又は合意によって課されるいかなる性質の税金又は賦課金も負わない。

かかる支払いに関し、本社債権者に手数料や費用はかからない。発行会社は、発行会社が、米
国連邦所得税法又は発行会社と税務当局の合意を遵守するために必要な証明又は情報を支払代理人に提供するように、本社債に関する本社債権者に対して要求する権利を留保する。

「本件代理人」とは、財務代理人、支払代理人及び計算代理人をいう。

(3) 為替障害

レート計算日が下記の規定に従って延期された場合、当該支払いは延期されたレート計算日の5営業日後になされるものとする。当該遅滞について、追加利息の支払義務は発生しないものとする。

計算代理人によってレート計算日が為替障害日である旨判断された場合、計算代理人は、適用される為替障害代替措置(以下に定義される。)に従って、当該レート計算日における為替参照レートを決定するものとする。かかる文脈において、「レート計算日」との記載は、以下の規定において不定期休日に従って延期されたレート計算日を意味するとみなされるものとする。

計算代理人が、為替参照レートに関するレート計算日が不定期休日に該当する旨判断した場合、当該為替参照レートに関するレート計算日は、直後の不定期休日ではない最初の為替営業日とする。ただし、計算代理人が、当該最初の為替営業日が当該レート計算日直後の30暦日に該当する日までに到来しなかった旨判断した場合には、当該期間の直後で不定期休日に該当しなければ為替営業日であった最初の日をレート計算日とみなすものとする。

「為替決済日」とは、ロンドン及び各為替決済ビジネスセンター(以下に定義される。)において、商業銀行及び外国為替市場が支払いの決済を行う日をいう。

「為替決済ビジネスセンター」とは、ニューヨーク及びサンパウロをいう。

「為替障害代替措置」とは、参照為替評価代替措置をいい、かかる参照為替評価代替措置が実行不可能な場合には、計算代理人決定措置をいう(それぞれ、以下に定義される。)

「クロスー支払通貨為替レート」とは、クロス通貨(以下に定義される。)を支払通貨(以下に定義される。)に交換する為の為替レートで、該当するレート計算日の午後4時(ニューヨーク時間)頃に、ロイタースクリーンの「JPNW」ページ(又は、該当するレートが当該時点においてかかるページ若しくはサイトに公表若しくは発表されない場合は、計算代理人による単独のかつ完全な裁量によって決定される継承機関又は代替のページ若しくは公表手段)において公表さ

れる米ドル／円外国為替相場のビッド・レートをいい、1米ドル当たりの日本円の数値として表される。

「クロス通貨」とは、アメリカ合衆国ドル（米ドル）をいう。

「計算代理人決定措置」とは、為替障害日の発生による影響を受けた為替参照レートについて、計算代理人が関連すると誠実に判断した、あらゆる入手可能な情報を考慮した上で、計算代理人が当該為替障害日における為替参照レート（又はかかる為替参照レートを決定する方法）を決定することをいう。

「参照為替評価代替措置」とは、為替障害日の発生による影響を受けた為替参照レートについて、指定通貨（以下に定義される。）で表される額を指定一クロス通貨為替レート（以下に定義される。）を用いてクロス通貨に交換した額を、さらに、クロス一支払通貨為替レートを用いて支払通貨に交換して得られる為替レート（小数点以下第三位を四捨五入する。）に従って、計算代理人が当該為替障害日における為替参照レートを決定することをいう。

「指定一クロス通貨為替レート」とは、指定通貨をクロス通貨に交換する為の為替レートで、関連するレート計算日の午後3時45分（サンパウロ時間）頃に、エマージング・マーケット・トレーディング・アソシエーション（EMTA）のウェブサイト（www.emta.org）（又は、該当するレートが当該時点においてかかるページ若しくはサイトに公表若しくは発表されない場合は、計算代理人による単独のかつ完全な裁量によって決定される継承機関又は代替のページ若しくは公表手段）において公表される2為替決済日後の決済のための米ドル／ブラジルリアル外国為替レートをいい、1米ドル当たりのブラジルリアルの数値として表される、EMTAブラジルリアル産業調査レートをいう。なお、指定一クロス通貨為替レートは、EMTA（又はEMTAがその完全な裁量において選任するサービス提供者）により、EMTAブラジルリアル産業調査方法論（指定通貨為替レートを決定するための、ブラジルリアル／米ドルの直物市場に活発に参加しているブラジルの金融機関の集中的産業調査のための2004年3月1日付方法論（そのときどきの訂正を含む。））により計算される。

「指定通貨」とは、ブラジルリアルをいう。

「支払通貨」とは、日本円をいう。

4. 財務代理人及び支払代理人

発行会社によって任命された当初の財務代理人及び支払代理人の名称及び指定事務所は、以下のとおりである。

財務代理人及び支払代理人

名 称： シティバンク・エヌエイ ロンドン支店（Citibank, N.A., London Branch）

住 所： 連合王国 E14 5LB ロンドン市 カナリーワーフ カナダ・スクエア シティグループ
センター21F

(21st Floor, Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB,
United Kingdom)

本プログラムに係る 2011 年 6 月 14 日付代理契約（2015 年 4 月 9 日付で修正及び全面改訂されたものをいい、以下「代理契約」という。）の規定に従い、財務代理人及び支払代理人は、発行会社の代理人として単独で行われ、本社債権者のための又は本社債権者側の代理人や受託者としての責務や関係を負わない。発行会社は、いかなるときも財務代理人及び支払代理人の任命を変更又は終了し、追加の又は別の支払代理人を任命する権利を留保する。ただし、発行会社はいかなるときも (i) 財務代理人、(ii) 計算代理人及び (iii) 貯蓄収入への課税に関する欧州理事会指令 (European Council Directive) 2003/48/EC 又はかかる指令を施行、遵守又は確認するために導入される法律に従って、税金を源泉徴収又は控除する義務を負わない欧州連合加盟国内に支払代理人を常に維持しなければならない。

支払代理人又はその指定事務所の変更は、下記「10. 通知」に従って、発行会社から本社債権者に速やかに通知される。

5. 本社債の地位

適用ある法令の強制適用条項による例外を除き、本社債は、発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、その間に優先関係はなく、発行会社のその他すべての現在及び将来の無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である。

6. 債務不履行事由及び執行

以下の事由の発生を債務不履行事由（以下、それぞれを「債務不履行事由」という。）とし、債務不履行事由が発生した場合、本社債の所持人は、財務代理人の指定事務所において、財務代理人に対し、本社債は期限の利益を喪失した旨の書面による通知を提出することができる。これにより、本社債は、直ちに支払期限が到来し、期限前償還金額（もしあれば、経過利息も含む。）にて支払われるものとする。

- (1) 発行会社が本社債につき支払期日の到来した元本又は利息に関する支払いを支払期日から 14 日以上懈怠した場合（ただし、発行会社が、(i) 財務若しくはその他の法令、規則、管轄ある法域の裁判所の命令又は発行会社（又は財務代理人、関連する支払代理人若しくは本社債の所持人）と税務当局の合意を遵守するため、又は (ii) かかる法令、規則又は命令の有効性又は適用可能性に疑義が存在する場合において、独立した法律顧問によりかかる有効性又は適用可能性について上記 14 日間以内になされた助言に従って、かかる支払いを差し控えるか又は拒絶する場合を除く。）、又は
- (2) 再建又は併合を目的とするものを除き、発行会社の解散命令又は解散のために有効な決議がなされた場合。

7. 社債権者集会、修正及び債務引受け

(1) 社債権者集会

代理契約は、社債権者の利益に影響を与える事項を検討するための社債権者集会の招集に関する規定を有している。例えば、特別決議（代理契約において定義される。）による本社債の要項又は代理契約の修正が含まれる。ただし、代理契約の一定の条項は、特別定足数の規定が適用される特別決議による承認がある場合のみ修正できる。

社債権者集会において適式に決議された特別決議は、すべての社債権者（当該特別決議に参加していたか否かを問わない。）を拘束する。

すべての未償還の本社債のうち額面金額の 66%を保有する本社債権者によって可決されれば、決議は書面にて行うことができる。

本社債の要項は、いかなるシリーズの社債についても、変更される可能性がある。

(2) 修正

発行会社は、以下のいずれかの場合には、本社債権者の承諾なく、発行会社が必要又は望ましいとみなす方法によって、本社債の要項及び／又は代理契約の修正を行うことができる。

(i) 発行会社の単独のかつ完全な裁量により、かかる修正が本社債権者の利益に著しく不利に働くものではない場合（ただし、本社債の所持人個別の事情又は特定の法域における当該調整がもたらす税効果若しくはその他の影響は考慮しない。）。

(ii) かかる修正が、形式的、軽微若しくは技術的な性質を有するもの、明白な誤記の修正や本社債の要項及び／若しくは代理契約において記載に不備のある条項を修正若しくは補充するもの、又は発行会社の設立を管轄する法の強行法規に従ったものである場合。

本社債権者を拘束する上記修正の通知は、下記「10. 通知」に従って本社債権者になされるが、かかる通知を懈怠した場合又は通知を受領しなかった場合であっても、かかる修正の効力に影響はない。

(3) 発行会社の債務引受け

発行会社（又は以前に債務引受けした会社）は、本社債から生じ又は本社債に関するすべての債務についての主債務者として、本社債権者の同意を得ることなく、いつでも発行会社（又は以前に債務引受けをした会社）のために、他の会社（以下「債務引受会社」という。）に当該債務を引き受けさせる権利を有するものとする。ただし、(a) 本社債が、債務引受会社の、有効かつ法的拘束力を有し、執行力のある債務を表章することを確実にするために採るべき措置、満たされるべき条件及び実行されるべき事柄（必要な同意を得ることも含まれる。）が採られ、満たされ、実行されており、かつ有効に存続していること、(b) 債務引受会社は、本社債から生じ又は本社債に関するすべての債務を引き受けるとともに、代理契約の一当事者になる（及び必要な修正もなされている）こと、(c) (i) 債務引受会社が発行会社の持株会社（持株会社は現在ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー（会社番号 SC095000）である。）であるか、又は (ii) 本社債に関する債務引受会社の債務が発行会社によって無条件かつ取消不能の形で保証されること、並びに (d) 発行会社はかかる債務引受けを行う日より少なくとも 30 日前に本社債権者に対し下記「10. 通知」に従って通知をすることを条件とする。

本「7. 社債権者集会、修正及び債務引受け」に基づく債務引受けの場合、財務代理人は、その完全な裁量において、当該本社債権者の同意を得ることなく、本社債及び／又は代理契約の準拠法を変更することができる。ただし、かかる変更が本社債権者の利益を著しく侵害しないと財務代理人が考える場合に限る。

以下は、代理契約別紙 9 に収録される社債権者集会の規定の抜粋である。なお、当該抜粋記載の用語のうち本書に定義されていない用語については、代理契約又は本目論見書に定義された意味を有する。

集会の招集

- 1 発行会社、又は差し当たり未償還の当該シリーズ本社債数の 10%以上を保有する本社債権者は、書面で発行会社に要望して証券所持人集会を招集することができる。それら各集会は、発行会社が承認する場所で開催されるものとする。
- 2 本社債権者には、少なくとも 21 日前（通知が行われる日及び集会が開催される日を除く。）に通知が行われるものとする。通知は、集会の日時及び場所並びに提案される決議の性質を明示し、本要項に指定された方法で交付されるものとする。不測の出来事により本社債権者に対する通知が行われなかったこと、又は本社債権者により受領されなかったことにより、集会の無効とされることはない。

議長

- 3 各集会では、発行会社により書面で指名された者（本社債権者でもよいが本社債権者である必要はない。）が議長に就任する資格を有するものとする。ただし、かかる指名がなかった場合、又はいずれかの集会において指定された集会の開催時刻から 15 分以内に指名された者が出席しなかった場合は、出席している本社債権者がその中の 1 名を議長に選出するものとする。

定足数及び延会

- 4 かかる集会（特別決議を目的とする場合を除く。）で議事を処理するための定足数は、本社債又は議決権証書を保有する者及び／又は議決権行使代理人で、かつその時点における当該シリーズ本社債に関して全体で元本金額の 10%以上を保有する又はそれらを代表する 2 名以上の者とする。本社債権者の集会で特別決議を行う場合の定足数は、本社債又は議決権証書を保有する者及び／又は議決権行使代理人で、かつその時点における未償還の関連するシリーズの本社債に関して全体で元本金額の 50%以上を保有する又はそれらを代表する 2 名以上の者とする。議事の開始時点において必要な定足数の出席がない集会では、（議長の選出の場合を除く。）議事の処理が一切行われないものとする。
- 5 本社債権者の要求で招集された集会において指定された時刻から 30 分以内に定足数の出席がない場合、その集会は解散されるものとする。その他の場合は、集会が 14 日以上 42 日以下の期間で、場合に応じ議長が指定する日時及び場所へ延期されるものとする。そのような延期後の集会（特別決議を目的とする場合を除く。）では、本社債又は議決権証書を保有する者又は議決権行使代理人の 2 名以上（保有している又は代表している関連本社債の金額や口数を問わない）の出席が定足数を構成して、あらゆる決議を行う権限を有し、必要な定足数の出席があったとすれば延期前の集会で適正に処理することができたであろうと考えられるすべての議題について決定することができるものとする。特別決議を目的とする集会の延期後の集会における定足数は、本社債又は議決権証書を保有する者及び／又は議決権行使代理人で、かつその時点における当該シリーズ本社債に関して、全体で元本金額の 10%以上を保有する又はそれらを代表する 2 名以上の者とする。
- 6 定足数が充足された集会の議長は、その集会の同意の下にその集会の延期及び場所を変更できる（集会により指示された場合は必ずそうしなければならない。）。ただし、延期後の集会では、延期前の集会で適法に処理することができたであろうと思われる議題以外の議題を処理してはならないものとする。

- 7 定足数を充足しなかったために延期となった集会については、少なくとも 10 日前に当初集会の場合と同じ方法で通知されるものとし、かつその通知には延期される集会に必要な定足数が記載されるものとする。上記を条件として、延期後の集会に関する通知の交付は必要ないものとする。

議決の取決め

- 8 集会に提出された各議案は、第 1 に挙手により採決されるものとし、賛否同数の場合は投票で決するものとする。挙手の場合及び投票の場合のいずれにおいても、議長は本社債権者として又は議決権行使代理人として有するひとつ又は（もしあれば）複数の議決権に加え、決定投票権を有する。
- 9 いずれの集会においても、議長、又は本社債あるいは議決権証書のひとつ以上を所持する者あるいは議決権行使代理人でかつ全体でその時点における未償還の元本金額の 10%以上を保有又は代表する 1 名又は複数名の出席者が（挙手の結果の宣言時又はそれ以前に）投票を要求した場合を除き、決議案が可決された、又は特定多数により可決された、又は否決された、又は特定多数による可決がなされなかった旨の議長の宣言は、当該決議案に対する賛成又は反対の投票数又は割合を証拠として記録しなくても、当該事実の決定的証拠となる。
- 10 いずれかの集会において投票が要求された場合には、以下の規定を前提として、議長が指示するところに従い直ちに又は延期後の集会で投票を行うものとし、かかる投票の結果は、投票が要求されその要求について投票が行われた日現在の決議とみなされるものとする。投票の要求は、投票が要求された議案以外の議題の決議に関する集会の継続を妨げるものではない。
- 11 かかるいずれの集会においても、議長の選任又は延会の問題に関して要求された投票は、延会とすることなく当該集会において行う。
- 12 第 11 条の規定を前提として、いずれの集会においても以下のとおりとする。
- 12.1 挙手の場合には、直接出席している各本社債権者又は（法人の場合）適法に授権された代表者、及び議決権証書を保有する各人、及び議決権行使代理人（この場合は彼自身が本社債権者であるか否かを問わない）である各人が、それぞれ 1 個の議決権を有する。
- 12.2 投票の場合には、直接出席しているか又は議決権行使代理人により出席している各本社債権者、及び上述した議決権証書の各所持人が、所持する各本社債又は当該議決権証書により表象される各本社債に関してそれぞれ 1 議決権を有する。
- 複数の議決権を有する者は、行使可能なすべての議決権の行使又はすべての議決権の投票を、同一の形で行う必要がない。
- 13 本社債権者の集会に出席して議決権を行使する権利を有する本社債権者は、自身の代わりに他の者を、集会に出席して議決権を行使する議決権行使代理人に任命する権利を有する。本社債権者は、保有する本社債の各整数倍部分をそれぞれ代表する別々の議決権代理人を、その内容を任命証書に指定して任命することができる。ただし、発行会社に別途許可された場合を除き、本社債権者は 2 名を超える議決権行使代理人を任命することはできない。各議決権行使代理人証書は、発行会社はその時々において承認する様式によるものとする。効力発生のためには、議決権代理行使委任状を、その署名権限を証する委任状（もしあれば）あるいはその他の授権書（もしあれば）又は公証人の証明が付されたそれらの写しと共に、集会

又は延期後の集会の開催時刻の 48 時間前までに、発行会社の登記上の本社又は指定されたその時点の関連代理人の事務所に預託されなければならない。ただし、発行会社は、議決権代理行使委任状の預託に関して発行会社が適切と考える追加の又はその他の規則を随時指定することができるものとする。議決権行使代理人又は議決権証書の所持人が本社債権者である必要はない。

- 14 個々の議決権一括行使指図書は、(発行会社が要請した場合には) 発行会社が満足する形で関連代理人又は(該当する場合には) 関連本社債権者のために適式に作成されたという証拠を添えて、議決権の行使を予定する集会又は延期後の集会の開会時刻の 48 時間以上前に指定された関連代理人の事務所(又は発行会社が合理的に指定して本社債権者に通知したその他の場所)に預託するものとし、この預託が行われなかった場合、議決権一括行使指図書は、かかる集会又は延期後の集会在議事に進む前に当該集会の議長が異なる決定をしない限り、有効なものとしては取り扱われないものとする。発行会社は、議決権一括行使指図書の有効性又はこれに氏名が記載された議決権行使代理人の権限を、調査したり顧慮したりする義務を負わないものとする。
- 15 議決権一括行使指図書又は議決権代理行使委任状の条項に従って行われた議決権行使は、当該議決権一括行使指図書若しくは議決権代理行使委任状又はこれらの行使の根拠となった本社債権者の指示が事前に取り消されたり変更されたりした場合であっても、有効であるものとする。

出席者

- 16 諸代理人、登録代理人、発行会社、及びそれぞれの法律顧問と財務顧問は、本社債権者の集會に出席して発言する権利を有する。上記の者を除き、いかなる者も本社債権者の集會に出席したり議決権を行使したりする権利がなく、また他の者に加わってそのような集會の招集を要望する権利もないものとする。ただし、その者が本社債権者、又は法人である本社債権者の適正に授權された代表者、又は議決権証書の所持人、又は適正に任命された議決権行使代理人である場合を除く。

集會の権能

- 17 本要項に異なる規定がなければ、本社債権者は本社債権者集會において、発行会社又は本社債権者が保有する権限の一般性を害うことなく、特別決議により行使することができる以下のような権能を有するものとする。
 - 17.1 発行会社と本社債権者又はそれらの一部との間で締結することが提案された和解又は協定を認める権能
 - 17.2 代理契約、本要項その他のいずれに基づいて発生した権利であるかを問わず、発行会社に対する本社債権者の権利の修正、破棄、変更、和解又は協定に関して、発行会社の提案を認める権能
 - 17.3 本社債を発行会社又はその他法人の株式、債券、社債又はその他の証券と交換又はそれらで代替すること、又はそれらに転換することに関する、発行会社の提案を認める権能
 - 17.4 本要項及び/又は代理契約の規定について発行会社が提案する変更に同意する権能
 - 17.5 何らかの特別決議を行いそれを実施するために必要なすべての書類、行為及び事項に対し、同意、調印、実行する権限をいずれかの者に付与する権能

- 17.6 代理契約又は本要項に基づいて何らかの者が責任を負うこととなった行為又は不作為に関して、その者の責任を免除しその者を免責する権能
- 17.7 代理契約の規定又は本要項に基づいて特別決議により付与することが要求されている権限、指図又は許可を付与する権能
- 17.8 本社債権者の利益を代表するひとつ又は複数の委員会にいずれかの者（本社債権者か否かを問わない）を任命し、本社債権者が特別決議により自ら行使することができる権能又は裁量権をかけるひとつ又は複数の委員会に付与し、それら委員会の運営手続の基準を規定する権能
- 17.9 本社債に関する主たる債務者としての発行会社（又はそれを代替していた者）を新たな事業体が代替することを承認し同意する権能

現在本社債に差し当たり付与されているあらゆる権利は、発行会社の同意がある場合以外は変更又は破棄することができない（この規定は上記の一般性を害わないことを条件とする）。

特別決議の効果

- 18 特別決議はその集会に出席していたか否かを問わず関連するシリーズのすべての本社債権者を拘束するものとする。かかる決議案の可決は、その可決が当該状況の下で正当化された旨の決定的証拠となる。

議事録

- 19 各集会においてはすべての決議及び議事の議事録が作成され、発行会社が各時点においてその目的で用意する帳簿に正式に記入されるものとする。かかる議事録は、かかる決議が可決された若しくは議事が行われた集会の議長又は本社債権者の次回の集会の議長が署名した場合に、記載された事項の決定的証拠となり、反証されるまでは、手続に関する議事録が作成されて署名された集会が正当に召集されて開催されたものとみなされ、この集会において可決されたすべての決議案又は行われた手続は適正に可決又は行われたものとみなされる。

法人

- 20 本社債権者である法人は、取締役会又はその他の管理機関の決議により、又は委任状により、適切と考える者に対し本社債権者の集会においてその法人の代表者として行動する権限を与えることができる。そのような権限を与えられた者は、その者が代表する法人のために、その法人が個人の本社債権者であったとすれば行使したであろうと思われる形で、その権限を行使する資格があるものとする。この別紙において集会に直接出席している本社債権者に言及した場合は、文脈上異なる要求がある場合を除き、その集会において適正に権限を与えられた代表者により代表されている法人の本社債権者を含むものとする。

書面による決議

関連シリーズ本社債に関して、関連シリーズの本社債権者の集会に関する招集通知を受領し、差し当たりそれに出席して議決権を行使する権利のある者のうち、本社債の元本金額の 66% を保有する者により、又はそれらのため適正に授権されたそれらの代表者により署名された、書面による決議、又は上記パラグラフ 17.8 に従い適正に招集され設置された本社債権者の委員会のすべてのメンバーにより署名された書面による決議は、本社債権者の集会で可決された決議又は（場合により）適正に招集され設置された委員会で可決された決議と同様に有効で、法的効力を有するものとする。かかる決議は、それぞれが 1 名又は複数の関連シリーズ

の本社債権者により、あるいはそれらの適正に授権された代表者により、それらのために署名された又は（場合により）関連委員会のメンバーにより署名された、ひとつの文書又は同じ形態の複数の文書により構成されることがある。発行会社及び財務代理人はいつでも、その時点において決済システムが保持している本社債の数及びその本社債の所持人について、その決済システムが発行した証明書に依拠することができるものとする。

解釈

21 ここで使用される以下の表現は、文脈上異なる要求がある場合を除き、以下の意味を有する。

21.1 「議決権一括行使」指図書とは、関連代理人が発行する英文の文書であって、日付が付されかつ以下のことを記載したものをいう；(i) 関連代理人に対する通知においてその氏名が記載された者が、証明書において本社債の所持人としてかかる者に帰属すると記載された議決権の総数を、その証明書の使用目的となっている集會に提出される決議に関して特定の形で行使するよう指図をしていること、及びその集會又は延期後の集會の開催前 48 時間以内にはそれらすべての指図の取消しや変更が行われないこと、及びその証明書に記載された集會又は（該当する場合は）延期後の集會終了まではその証明書に記載された本社債を封鎖することを、関連決済システムが関連代理人に対して通知したことを証明していること、(ii) 上述した指図が、当該各決議に関して賛成を指示している指図と反対を指示している指図とに区別されていること、及び (iii) その証明書において指名された者（以下それぞれ「代理人」という。）が、その証明書に記載された指図に従いその証明書に記載された本社債にする議決権を行使することを、関連代理人により承認され指示されていることを証明していることである。

議決権証書の所持人又は議決権一括行使指図書にその氏名が記載された議決権行使代理人は、本社債権者集會又は延期後の集會に関するすべての目的上、かかる議決権証書又は議決権一括行使指図書が関係する本社債の所持人とみなされ、関連する本社債を所持する者はかかる目的上本社債の所持人ではないものとみなされる。

21.2 この契約において、本社債権者の集會に関連して「特別決議」という用語が使用された場合は、適正に招集され開催された関連シリーズ本社債権者の集會において合計元本金額の過半数により可決された決議を意味する。

21.3 「議決権証書」とは、関連代理人が発行する英文の証明書で、日付が付され、以下のことを証明したものをいう。

21.3.1 共通預託機関又は関連決済システムが関連代理人に対し、関連代理人への通知においてその氏名が記載された者が指定された元本金額に対して権利を有すること、及び議決権証書に指定された集會又は延期後の集會で使用するため本社債のかかる元本金額に関して議決権証書の発行を要請していることを通知したこと、及び、

21.3.2 その持参人が、当該証明書により表象される本社債数に関連してかかる集會又は延期後の集會に出席して議決権を行使することができること。

8. 課税上の取扱い

連合王国の租税

本社債に関する元利金の発行会社による又は発行会社を代理する支払いはすべて、連合王国又は賦課の権限を有するその当局により又はそのために賦課・回収される現在又は将来の一切の種

類の税金、賦課金その他の公租公課を源泉徴収又は控除することなく行われる。ただし、法令により、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合はこの限りではない。

その場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後に本社債権者が発行会社から本社債に関し受領する合計額が、かかる源泉徴収又は控除がなければ受領するはずであった元本及び利息の額と等しくなるように、追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、本社債に関してかかる追加額は支払われない。

- (1) 本社債の所持以外に連合王国と何らかの関係を有することを理由として、当該本社債に関する税金、賦課金その他の公租公課が課される所持人又はその代理人により、支払いのための呈示がなされた場合。
- (2) 所持人又はその代理人が、法定の要求を遵守するか、又は連合王国の当局に対して非居住者である旨の宣言若しくはその他類似の免除請求をしていたら、かかる源泉徴収又は控除を回避できたかもしれない場合（本社債の所持人がかかる法定の遵守又は宣言若しくは請求を行う資格を有しなかったことを証明した場合を除く。）。
- (3) パートナiershipである本社債の所持人、若しくは唯一の実質的保有者ではないか受託者の立場にある本社債の所持人、又はその代理人に対する場合で、かかるパートナiershipの構成員、実質的保有者若しくは譲渡者又は受託の受益権者が、その支払いを直接受けたならば、追加額の支払いを受ける資格がなかった場合。
- (4) 関連日後 30 日を超える期間を経過した支払いのための呈示がなされた場合。ただし、その所持人がかかる 30 日間の満了時点で支払いのために呈示していたならば受領する権利を有していた追加額を除く。
- (5) かかる源泉徴収又は控除が個人への支払いに対して課されたものであり、かつ、欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC（その後の改正を含む。）、かかる指令を実施若しくは遵守する法令、又はかかる指令を遵守するために制定される法令に従って、かかる源泉徴収又は控除がなされるよう要求される場合。
- (6) 本社債を欧州連合加盟国における他の支払代理人に対して呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができたであろう所持人により、又はその代理人により支払いのために呈示がなされた場合。

支払いに係る「関連日」とは、かかる支払いに関して支払期日が最初に到来する日、又は財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合には、本社債権者に対してかかる金額が受領された旨の通知がなされた日、をいう。

本書において、(i)「元本」とは、本社債に関して支払われるべきプレミアム、最終償還金額、期限前償還金額及びその他上記「2. 償還及び買入れ」に基づき支払うべき元本の性質を有するもの（それに対する訂正や補遺も含む。）を含み、(ii)「利息」とは、すべての利息金額及びその他上記「1. 利息」に基づき支払われるべきもの（それに対する訂正や補遺も含む。）を、「元利金」とは、本項に基づき支払いが求められる追加額を含む。

日本国の租税

以下は主に本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは現在以下のとおりである。

将来、日本の税務当局が支払いが不確定である社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をしたりした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払いの取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20.315%（国税と地方税の合計）の源泉税を課される。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われると考えられる。かつ、所得が日本国の居住者たる個人に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、原則として、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

日本国の居住者である個人投資家が本社債を譲渡することにより生じた譲渡益の取扱いについては明確ではないが、2016年1月1日以降の譲渡その他一定の場合を除いて課税の対象とはならないと考えられる。内国法人が本社債を譲渡することにより生じた所得は、課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本の非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者（ただし、2015年12月31日まで）及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9. 準拠法

本社債並びにそれらに関して又はそれらに基づいて生ずる契約外の義務は、英国法に準拠し、これに従って解釈される。

10. 通知

次の段落に記載の場合を除き、本社債の所持人に対する通知は、連合王国で一般に頒布されている日刊新聞1紙（フィナンシャル・タイムズを予定）、又はかかる公告が実行不可能な場合には、連合王国で一般に頒布されている別の主要な日刊英字新聞に公告された場合、有効となる。かかる通知は、当該公告の日、又は2回以上若しくは異なる複数日で公告された場合には最初の公告の日になされたものとみなされる。

本社債が大券によって表章され、決済システムに代わって当該大券が保有されている限り、本社債の所持人に対する通知は、前段落に記載の公告に代えて、該当する口座保有者への連絡のために該当する通知を決済システムに交付すること、又は該当する通知を大券の保持者に交付することによって行うことができる。当該通知は、所持人への連絡のために通知が決済システムに交付されてから2営業日目に本社債の所持人に交付されたとみなされるものとする。

11. その他

(1) 様式、券面額及び権利

本社債は本補足条件書に指定された額面金額で、無記名式で発行される。本社債は、恒久大券に交換され得る仮大券により表章され、恒久大券に規定された限られた状況下でのみ確定社債券に交換される。

本社債券は連続番号が付され、利札を添付して発行される。

本社債の権利は交付により移転する。管轄ある法域の裁判所に命令される場合又は法令により要求される場合を除き、本社債の所持人（以下に定義される。）は、すべての目的において、（当該本社債の支払期日が到来したか否かを問わず、また、その所有、信託若しくは持分に関する通知の有無、その券面上の記述の有無、又は過去に紛失若しくは盗難があったか否かを問わず）その完全な所有者とみなされ、そのように取り扱われるが、所持人をそのように取り扱うことにつき何人もその責を負わないものとする。

本書において、「本社債権者」は、その者に関連する本社債の保有者を指し、本社債の「所持人」は、本社債の保有者を指す。「本社債権者」と「所持人」は、そこで与えられた意味を持ち、その意味を与えられていない場合には、本社債には適用されないことを示唆する。

(2) 時効

元本（保留額に含まれる元本を除く。）に係る支払いの請求については関連日から12年間、利息（保留額に含まれる利息及び保留額から発生する利息を除く。）に係る支払いの請求については関連日から6年間で消滅時効となる。保留額に含まれる元本並びに保留額に含まれる利息及び保留額から発生する利息に係る支払いの請求については、上記「6. 債務不履行事由及び執行」に指定される支払期日（ただし、支払うべき金額が、かかる日以前に財務代理人その他の支払代理人によって受領されていない場合には、上記「10. 通知」に従ってなされた、かかる金額が受領された旨の通知の日）から、元本の場合には12年間、利息の場合には6年間で消滅時効を迎える。

(3) 本社債の代替社債券

本社債又は利札を紛失、盗難、汚損、毀損又は滅失した場合、適用ある法令、規則及び証券取引所その他関連する当局の規則に従い、請求者がこれにより発生する費用を支払い、かつ、発行会社が要求する証拠、担保及び補償に関する条件（とりわけ、紛失、盗難又は滅失を申し立てている場合には、事後にその社債に関し支払いのための呈示がなされたとき、かかる本社債に関して発行会社が支払うべき額をその要求に応じて発行会社に支払うことが規定されうる。）、又はその他の要求に従い、財務代理人の指定事務所において又は上記「10. 通知」に従ってなされた通知に記載された場所において、かかる本社債を交換することができる。汚損又は毀損した本社債は、代替社債券が発行される前に引き渡されなければならない。さらに、発行会社は、代替社債券の交付を要求する者に、その代替社債券の交付の前に、かかる代替に関し支払うべき印紙税その他の税金又は公租公課を支払うよう要求することができる。

(4) 追加発行

発行会社は、随時、本社債権者の同意を得ることなく、自由に(i) その時点で未償還の本社債と併せて単一のシリーズを構成する旨表示され、(ii) 当該本社債と発行日及び／又は発行価格を除くあらゆる点において同一の性質を有する社債を追加で起債・発行することができるものとする。

(5) 税金

上記「8. 課税上の取扱い - 連合王国の租税」の場合を除き、発行会社は、本社債の所有、譲渡、権利行使、償還又は執行の結果生じる税金、債務又はその他支払金の支払義務を負わない。発行会社によるすべての支払い及び／又は引渡しは、支払い、源泉徴収若しくは控除の必要のある(法令又は発行会社若しくはその代理人による合意に基づくか否かを問わない。)当該税金、債務、源泉徴収又はその他支払義務に服するものとする。

(6) 第三者の権利

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づき本社債の条項を強制する権利を有さない。

(7) 本社債に関するリスク要因及びその他の留意点

(a) 本社債に関連する一般的なリスク

以下は、本社債に一般的に関連するリスクの簡潔な説明である。

本社債は、発行会社のみが負う債務である

本社債は発行会社のみが負う債務であり、他のいかなる法人によっても保証されていない。したがって、本社債の社債権者は、発行会社に対してのみ本社債につき償還請求権を有する。

本社債は、無担保の債務である

すべての本社債は、発行会社の直接、無条件、無担保、非劣後の債務を表象する。すべての本社債は、本社債間で優先関係はなく、発行会社のその他のすべての無担保、非劣後の債務と同順位である(ただし、倒産又は清算時における債権者の権利一般に影響を与える法令がその他の債務に優先順位を与える場合を除く。)

発行会社の債務引受け

上記「7. 社債権者集会、修正及び債務引受け - (3) 発行会社の債務引受け」は、発行会社が他の会社に債務を引き受けさせることを許容している。上記「7. 社債権者集会、修正及び債務引受け - (3) 発行会社の債務引受け」は、債務引受会社が発行会社の持株会社であれば、発行会社の保証は不要である旨規定している。

違法又は法令改正による期限前償還

発行会社が、上記「2. 償還及び買入れ - (3) 違法又は法令改正による期限前償還」に従って違法である旨を誠実に決定した場合、発行会社は、当該本社債を償還することができる。発行会社が本社債を償還した場合、発行会社は、適用ある法令で認められる

範囲において、各本社債の期限前償還金額に等しい金額（解約コストを考慮して調整される。）を各本社債権者に支払う。

税制上の理由による期限前償還

本社債の元本又は利息の期限が到来したと仮定した場合に（実際に期限が到来するか否かは問わない。）、発行会社がコントロールできない理由（合理的な努力を尽くした場合に限る。）によって、「8. 課税上の取扱い – 連合王国の租税」の規定に従って追加額の支払いを行うことなくかかる元本又は利息を支払うことができない場合には、発行会社は、その選択により、本社債を償還することができる。

発行会社が税制上の理由により本社債を償還した場合、発行会社は、各本社債の期限前償還金額に等しい金額（解約コストを考慮して調整される。）を各本社債権者に支払う。

社債権者集会

本社債の要項は、社債権者の利益全般に影響を与える項目について検討するために社債権者集会を招集するための規定を含む。かかる規定は、その者が社債権者集会に欠席した場合又は多数票とは逆の投票をした場合であっても、多数決によりすべての社債権者を拘束することを認めている。

法令改正

本社債の要項は、本社債の発行日において有効な英国法に基づいている。本社債の発行日以後の司法判断又は英国法若しくは行政手続きの変更の影響については、何らの保障もない。

税金

発行会社は、本社債の所有、譲渡、償還又は執行の結果生じる税金、債務又はその他支払金の支払義務を負わない。発行会社によるすべての支払い及び／又は引渡しは、かかる税金、債務、源泉徴収又はその他支払義務があり、源泉徴収され若しくは控除される必要のある支払いに服するものとする（法令又は発行会社若しくはその代理人による合意に基づくか否かを問わない。）。

EU 貯蓄課税指令

貯蓄収入への課税に関する欧州理事会指令（EC Council Directive）2003/48/EC（以下「貯蓄課税指令」という。）は、各 EU 加盟国に、他の EU 加盟国の税務当局に対して、自己の管轄内の者により当該他の加盟国内の個人居住者に対して支払われ（若しくは担保に供され）、又は当該他の EU 加盟国で設立された特定の他の種類の事業体に支払われた（若しくは担保に供された）利息及び類似の収入の支払いにつき、詳細を提出することを求めている。ただし、オーストリアは、移行期間中（当該期間中に異なる選択をしない限り）、代わりに、かかる支払いにつき源泉徴収システムを課す（一定の条件を満たす場合には、利息及びその他の収入の受益者が源泉徴収をしないように要請できる手続きに服する。）。

欧州理事会は、指令（以下「改正貯蓄課税指令」という。）を採択しており、かかる指令が施行されれば、上記貯蓄課税指令の要請の範囲が修正及び拡大されることになる。改正貯蓄課税指令は、とりわけ、証券にかかる追加的な種類の収入を対象に取り込む等貯蓄課税指令の対象となる支払いの範囲を拡大し、支払いを報告するか、源泉徴収の対象としなければいけない場合を拡大している。例えば、(i) 実効的な課税に服さない、EU 加盟

国において実効的に運営されている事業体又は法的措置、又は (ii) EU 加盟国の個人居住者に間接的に利益を与えている、欧州連合領域外（及び貯蓄課税指令と同様の措置を採用している第三国の領域外）において設立又は実効的に運営されている個人、事業体又は法的措置は、改正後の貯蓄課税指令の対象となる場合がある。改正貯蓄課税指令は、EU 加盟国に 2016 年 1 月 1 日までに改正貯蓄課税指令を遵守するために必要な国内法令を整備することを要請している。

EU 加盟国のうち源泉徴収課税の仕組みを採用した国において支払いがなされ、貯蓄課税指令（その後の改正を含む。）又は貯蓄課税指令を実施し、貯蓄課税指令に従い、若しくは当該指令に適合すべく導入された法に基づき、かかる支払いから一定額若しくは一定額の税金が源泉徴収されなければいけない場合、発行会社、いかなる支払代理人又はいかなる他の者も、本社債につき、かかる源泉徴収課税の結果加算額を支払う義務を負わない。しかしながら、発行会社は、貯蓄課税指令又は貯蓄課税指令を実施し、貯蓄課税指令に従い、若しくは当該指令に適合すべく導入された法に基づき源泉徴収又は控除する義務のない EU 加盟国において、支払代理人を維持しなければならない。さらに、改正貯蓄課税指令が EU 加盟国において実施され、発効した場合には、かかる源泉徴収は、上述の通り現行よりも広い範囲で実施されることになる。

欧州委員会は、2016 年 1 月 1 日から又はオーストリアの場合は 2017 年 1 月 1 日から（いずれも経過措置の対象となる。）貯蓄課税指令を廃止する指令を提案している。また、この提案は、採択された場合には、EU 加盟国が改正貯蓄課税指令の実施を要請されないことを規定している。

自らのポジションに疑問がある投資家は、専門アドバイザーに相談すべきである。

米国外国口座税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収の可能性

FATCA として知られる条項では、一定の認証要件又は報告要件を満たさない者に対する非米国事業体による一定の支払いのみならず、米国源泉の利息又は配当を伴う一定の米国源泉の資産売却支払金（米国事業体からの配当の支払い（以下「配当同等支払」という。）を含む。）にも、30%の源泉徴収（以下「FATCA 源泉徴収」という。）を課している。既存のガイダンスに基づく源泉徴収の開始日は、(x) 一定の米国源泉の支払いについては 2014 年 7 月 1 日、(y) 米国源泉の利息又は配当を伴う資産売却手取金については 2017 年 1 月 1 日、及び (z) 「外国パススルー支払い」（FATCA ではまだ定義されていない。）については早くても 2017 年 1 月 1 日からである。発行会社その他、本社債の支払いを仲介する金融機関は、(a) 投資家が、FATCA 源泉徴収の対象となるか否かを判断するのに十分な情報を発行会社や関連する金融機関に提供しない場合、又は (b) 本社債の支払いがなされ又はかかる支払いを仲介する「外国金融機関」（FATCA に定義され、本社債の受益者たる外国金融機関を含む。）が「非参加外国金融機関」である場合には、FATCA による源泉徴収を求められる可能性がある。ただし、米国の連邦所得税において出資として扱われない本社債であって、(i) 「外国パススルー支払い」のみを生じさせ得る本社債に関しては、「外国パススルー支払い」を定義する最終規則が連邦官報に公示された日から 6 ヶ月後の日以前に発行され、又は重要な変更を経たものでない限り、又は (ii) 配当同等支払を生じさせるものとして取り扱われることのみを理由として FATCA 源泉徴収税の対象となる本社債に関しては、本社債の種類が配当同等支払を生じさせるものとして最初に取り扱われる日から 6 ヶ月後の日以前に発行されたものでない限り、FATCA 源泉徴収は行われない。

本社債に関して支払われる利息、元本又はその他の金額に対する FATCA の適用、並びに発行会社及び支払いに関係するその他の事業体の情報報告義務に関しては、未だ発展段階にある。とりわけ、英国を含む多数の地域が、それらの地域における FATCA の適用方法を修正する政府間契約（又は同様の相互合意）を米国と締結し、又は締結する予定であることを発表している。FATCA に基づく報告及び源泉徴収義務に対するかかる契約（又はそれらの地域において当該契約を実施させる法令）のもたらす影響は不明確である。発行会社及び支払いに関係するその他の事業体は、米国口座保有者に関する特定の情報を、(i)それらが受領する支払いに課される FATCA 源泉徴収の免除を取得し、及び／又は(ii)それらの地域の適用法令を遵守するため、それぞれの地域又は米国の政府当局に対する報告が求められる可能性がある。米国及び政府間契約を締結する地域が「外国パススルー支払い」に対する源泉徴収（本社債に関する支払いが含まれる可能性がある。）についてどのように対処するのか、また、かかる源泉徴収が最終的に求められるのかについてはまだ定かではない。

本社債が、大券によりユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグ（以下「ICSDs」という。）又は CMU 内で保持される場合には、最も可能性の低い状況を除くあらゆる状況において、FATCA が ICSDs 又は CMU が受領する支払いの額に影響を与えることは想定されない。しかし、保管機関や仲介機関が一般的に FATCA 源泉徴収を受けずに支払いを受領することができない場合には、最終的な投資家に至るまでの後続の支払いプロセスにおいて、これら保管機関又は仲介機関に対して行われる支払いに FATCA が影響を与える場合がある。FATCA はまた、FATCA 源泉徴収を受けずに支払いを受領する資格のない金融機関である最終的な投資家、又は、自らのブローカー（又は投資家が支払いを受領するその他の保管機関又は仲介機関）に対して、支払いが FATCA 源泉徴収を受けずに行われるために必要な情報、書式その他の文書又は承諾を提出できなかった最終的な投資家に対する支払いに影響を与える場合がある。投資家は、（保管機関又は仲介機関による FATCA 又は FATCA に関するその他の法又は合意の遵守を確保するため）保管機関又は仲介機関を注意して選択し、かかる保管機関又は仲介機関が、FATCA 源泉徴収を受けることなく支払いを行うために必要な情報、書式その他の文書又は承諾を保管機関や仲介機関に提出すべきである。投資家は、FATCA 及び FATCA から受ける影響についてより詳細な説明を得るために、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。本社債における発行会社の義務は、（無記名又は本社債の登録所持人としての）ICSDs のための共通預託銀行又は共通保管機関に、又はそれらに宛てて支払いをした時点で免除され、したがって、発行会社は、ICSDs 又は CMU 及び保管機関又は仲介機関を通じてそれ以降に送金される支払いにつき、一切の責任を負わない。

FATCA は非常に複雑であり、発行会社、本社債及び本社債の所有者に対するその適用は、変更される可能性がある。本社債の各保有者は、FATCA に関する更なる詳細な説明を自身の税務顧問から受け、各保有者の個々の状況において FATCA がいかなる影響を及ぼすかについて精通すべきである。

エマージング・マーケット

本社債の要素がエマージング・マーケットに関連する限りにおいて、投資家は、ここに記載する事項の結果の蓋然性及び深刻性が先進国に関連する場合と比較してより大きくなる可能性があることについて、留意する必要がある。

エマージング・マーケットに関連する本社債について、投資家はより注意深くなる必要がある。エマージング・マーケットにおける経済は、一般的に国際的取引に大きく依存している。そのため、貿易規制、外国為替規制（税務を含む。）、関連する通貨為替への政府介入及び貿易がなされる国によって課されるか議論される保護貿易制度によって、悪影響を被る可能性がある。かかる経済は、経済的、金融的、軍事的又は政治的状況及び世界市場における通貨の需給によっても、悪影響を被る可能性がある。

本社債の期限前償還金額

本社債は、予定された日より早く償還される可能性がある。本社債が早く償還される場合（ターゲット自動償還債又は自動償還条項による場合を除く。）、本社債は、期限前償還金額にて償還されるが、いずれの場合においても、解約コストを十分考慮するために金額が調整される。かかる金額は、本社債の額面金額よりも少なくなる可能性があり、また、それは、仮に投資家が、かかる償還予定日において、かかる期限前償還金額をもって再投資をした場合、本社債の額面金額と同じ価値を有することになるには、十分でない可能性がある。

過大発行

発行、値付け及び／又は取引準備の一貫として、発行会社は、第三者である投資家に出資又は購入されるものに比し、本社債をより多く発行する可能性がある。発行会社（又はその関連会社）は、将来において投資家の利益を満たすために、本社債を保有する可能性がある。したがって、将来本社債の投資家となることを見込まれる者は、シリーズの発行量を、当該シリーズの市場の深さ若しくは流動性又は当該シリーズの需要を示すものと捉えるべきではない。

本社債権者の債権は預託機関の債権に劣後する場合がある

発行会社が倒産清算手続に入った場合、管財人、清算人及びその他の倒産実施者は、発行会社の残存資産を、法定の順位又は「優先順位」に従い債権者に配分することを求められる。

本社債権者は、発行会社について再建・破綻処理措置が取られた場合の損失を吸収するよう求められる場合がある

銀行破綻の防止及び破綻行の経営と破綻処理の枠組みを定めた BRRD の最終版が、2014年6月12日に欧州連合官報において公表され、2015年1月1日に施行された。

BRRD の規定目的は、財政安定の保護を図り、納税者の損失の危険性を最低限に抑えるために、先制して金融危機に対処するための一般的な手段と権限とともに、BRRD に定められた破綻処理手段及び破綻処理権限を、加盟国が指定した当局（以下「破綻処理当局」という。）に提供することにある。BRRD に基づき破綻処理当局に付与された権限には、(i) Tier 1 資本性証券及び Tier 2 資本性証券に関する「債務減額・転換権限」並びに (ii) 適格債務に関する「ベイルイン」権限が含まれるが、それに限定されない。かかる権限は、破綻処理当局に対し、破綻企業の特定の無担保債権者の債権につき一部若しくは全部の元本を減額（ライトダウン）若しくは削減（ライトオフ）する権能、及び／又は特定の負債をロイズ・バンキング・グループの存続会社の普通株式（もしあれば）（かかる普通株式は、元本の減額又は削減の対象にもなる場合がある。）を含む他の有価証券へ転換する権能を与えるものである。かかる権限は、2015年1月1日付で施行された。ベイルイン権限を使用

する条件は、要約すると、(i)規制当局によって、当該銀行が破綻した状態であるか、又は破綻する可能性があることと決定されること、(ii)時期その他の関連状況に鑑み、当該銀行により又は当該銀行に関し、その破綻を回避するための措置（安定化権限は無視する。）が取られる合理的な見込みのないこと、(iii)破綻処理の制定法上の目的の一つを促進するため、関連英国破綻処理当局によって、ベイルイン権限を行使することが公益に照らして必要であると決定されること、及び(iv)かかる目的の一つ又は複数の目的が、当該銀行の清算により同程度まで達成できないこと、である。BRRD はすでに実施されており、以下の特定の場合、すなわち(a)債務減額・転換権限の場合は、当該銀行又は（特定の場合に）その親会社の普通株式の発行又は譲渡を通じて、関連する資本性証券の所持人に補償を提供できる場合、及び(b)優先順位の高い債権者の場合は、関連する金融機関が通常の倒産処理手続きに基づき清算される場合に債権者が被るであろう損失よりさらに大きい損失を被らないようにすることを目的とする場合には、その他一定の限定的な債権者保護策を含んでいる。

上記に定められる BRRD に加え、英国の破綻銀行を解散し、債務不履行を無効にする権限、又は破綻処理権限の行使の結果として発動され得る解約権を当局に与える、銀行法に基づいた他の権限の行使は、本社債の価格に重大な悪影響を及ぼす場合を含み、本社債権者の権利に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。銀行法はまた、譲受人又は承継銀行が効率良く運営することを可能にするため、英国の銀行、その持株会社及びそのグループ会社間の契約上の義務について、合理的な対価に基づき、無効にし、変更し、又は賦課する権限をイングランド銀行に与えている。また、英財務省には、本枠組みの権限を効果的に利用できるように、法律（銀行法に基づき定められた規定を除く。）を改正する権限が与えられており、これには遡及的效果が伴う可能性がある。

さらには、銀行の破綻時に適用される破綻処理の枠組みを改正し、規制当局にその他の破綻処理権限を与えるよう銀行法がさらに改正され、及び／又はその他の法律が制定される可能性がある。

最後に、本社債の元本金額の全部又は一部がベイルインの対象となるという決定を予測することは、本質的に不可能であり、これは、発行会社の支配の範囲外である数々の要因に依存する可能性がある。この決定はまた、関連英国破綻処理当局により下されるため、かかる決定は、発行会社に直接関係のない多くの要因に基づき下される可能性がある。この特有の不確実性により、結果として元本の削減又は株式を含めた他の有価証券への転換を引き起こすベイルイン権限の行使が、もし本当に起きるのであれば、いつ起きるのか予測することは困難である。さらに、関連英国破綻処理当局が考慮することが義務づけられる基準では、当該当局に相当程度の裁量が付与されるため、本社債権者は、かかる権限の行使可能性や、かかる行使による発行会社及び本社債に対する潜在的影響について予想するため、一般に公開された要件を参照することができない可能性がある。本社債の潜在的投資家は、かかる法による損失吸収措置が取られた場合には、所持人は元本及び未払利息を含む一切の投資を失う可能性がある、というリスクについて検討すべきである。

本社債権者の、関連英国破綻処理当局によるベイルイン権限の行使の決定に異議を申し立てる権利、又は、かかる決定を司法若しくは行政若しくはその他の機関の審査にかける権利は、限定される可能性があり、又は全くない可能性もある。従って、本社債に関する取引行為は、かかる再建及び破綻処理権限の対象ではない他の種類の有価証券に伴う取引行為に準じることが、必ずしも期待されない。本社債の潜在的投資家は、かかる法による

損失吸収措置が取られた場合には、所持人は元本及び未払利息を含む一切の投資を失う可能性や、本社債は普通株式に転換される可能性がある、というリスクについて検討すべきである。さらに、かかる再建及び破綻処理権限の導入若しくは変更、並びに／又は、かかる権限の実施若しくは使用される可能性についての予測から、たとえかかる権限が使用されなくても、本社債の市場価格に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

(b) 支払通貨による本社債の支払いに関連するリスク

本社債は、ブラジルレアル建てであるが、円貨によって支払われる。

そのため、本社債の価値は、ブラジルレアルの円貨に対する価値の変動による影響を受ける可能性がある。本社債に係る円貨による支払金額の確定のために使用される一又は複数の為替レートが大きく変動するリスク（ブラジルレアルの切下げ又は切上げを含む。）や、当該通貨の法域における当局により、(1) 本社債の円貨相当の利回り、(2) 本社債の最終償還金額に関して支払われる円貨相当の金額、及び(3) 本社債の円貨相当の市場価格が減少するリスクがある。したがって、本社債の売却又は償還の時点での本社債の円貨の価値は、かかる売却又は償還の時点での為替レート次第では、本社債に対する投資家の当初の投資価額を下回るおそれがある。

(i) 関連する為替レートに影響を及ぼす要因

ある金額を円貨に転換するためのレートは、国際外国為替市場での通貨の需給によって定まり、関連諸国のインフレ率、その各々の国の金利差、経済見通し、国際政治上の要因、通貨の兌換性、関連通貨での金融投資の安全性、政府や中央銀行による通貨投機及び通貨措置等の経済的要因の影響を受ける。かかる措置には、規制管理若しくは課税の実施、既存通貨に代わる新たな通貨の発行、通貨の切下げ若しくは切上げによる為替レート若しくは為替特性の変更、又はブラジルレアルの為替レートや入手可能性に影響を及ぼすブラジルレアルの交換若しくは振替に関する為替管理の実施が含まれるが、これらに限られない。

(ii) ロイズは大手為替ディーラーであり、利害相反が生じるおそれがある

発行会社の一定の関連会社は外国為替市場への定期的参加者であり、通常の営業時間中は自己又は顧客の勘定のために取引を行い、ブラジルレアル及び／又は円貨を含む様々な通貨並びに関連デリバティブにおけるロング・ポジション及びショート・ポジションを保有している可能性があることに、投資家は留意すべきである。かかる取引は、本社債に係る為替レート、市場価格、流動性又は価値に影響を及ぼす可能性があり、本社債権者の利益と対立するおそれがある。発行会社の関連会社は、かかる取引を本社債権者に有利な方法で締結すべき義務は負っていない。

(iii) エマージング・マーケットの法域における通貨は特定のリスクに晒されている

本社債がエマージング・マーケットの通貨建ての場合には、より大きな変動に晒される可能性があり、当該エマージング・マーケットの通貨の将来的なレベル又は他の通貨に対する為替レートについては、より不安定となるおそれがある。上記「(a) 本社債に関連する一般的なリスク - エマージング・マーケット」を参照のこと。

(c) **マーケットに関する一般的なリスク**

以下は、本社債に影響を与え得る流動性リスク、為替レートリスク及び信用リスクを含む、一定のマーケット・リスクの簡潔な説明である。

流通市場における非流動性の可能性

本社債が流通市場においてどのように取引されるか、また当該市場が流動的か非流動的かについての保証はない。本社債の市場の存在も保証されていない。本社債は証券取引所で取引されないため、本社債の価格情報はより取得し難くなり、本社債の流動性及び市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。本社債の流動性は、その法域によっては、本社債の募集及び売出に課される制限に影響を受ける可能性もある。本社債はより取得し難くなり、また本社債の流動性も悪影響を受けるおそれがある。さらに、特定の発行における本社債の償還の局面においては、未償還の本社債の数は減少し、残りの本社債の流動性を低下させる可能性がある。本社債の流動性の低下は、逆に、本社債の価格に関する予想変動率を増加させる可能性がある。

発行会社及びディーラーは、いつでも、本社債を公開市場における価格で、又は入札若しくは当事者間の契約で購入することができるが、その義務はない。そのように購入された本社債は、保有することも、再販売することも又は消却のために引き渡すこともできる。ディーラーが本社債の発行における値付け業者である場合もある（その義務はない）。ディーラーが本社債の発行における値付け業者であったとしても、本社債の流通市場は限定される可能性がある。本社債の発行が非流動的になる限りにおいて、本社債権者は、本社債の価値を享受するために、その償還を待たなければならない可能性がある。

為替リスク及び外貨規制

発行会社は、本社債の最終償還金額を円貨で支払うため、本社債権者の財務活動が、主に円貨以外の通貨（以下「投資家通貨」という。）においてなされていると、為替リスクが伴う。これには、為替レートが大きく変動（円貨の切下げ及び投資家通貨の切上げによる変動を含む。）したり、投資家通貨の通貨域の当局が、外貨規制を課したり変更したりするリスクを含む。円貨と比較した投資家通貨の価値は、(i)本社債の利回り、(ii)本社債に関する最終償還金額の価値及び(iii)本社債の市場価値に相当する投資家通貨額を減額するリスクを伴う。

また、政府や金融当局が（過去に例のあるように）外貨規制を課する可能性があり、それにより適用ある為替リスクに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。結果、投資家は想定より少ない（又は零の）最終償還金額しか受領できない可能性がある。

ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグによって許可される本社債の投資家は、譲渡、支払い及び発行会社とのコミュニケーションのために、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの手続きに則る必要がある

本プログラムによって発行された本社債は、仮大券又は恒久大券によって表章され得る。かかる大券は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグを代理して共通預託銀行又は共通保管機関（場合による）に預託され得る。大券に記載された状況を除き、投資家は確定社債券を保有することができない。ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグは、大券の持ち分について記録を行う。本社債が大券によって表章されている間は、投資家は、その大券に対する持ち分をユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグを通してのみ取引することができる。

本社債が一以上の大券によって表章されている間、発行会社は、本社債に係る支払義務を、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグのために共通預託銀行又は共通保管機関（場合による）に対して、口座保持者への配分のために、支払いを行うことによって履行する。大券に対する持分の保持者は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの手続きに則り、本社債に基づく支払いを受けなければならない。発行会社は、大券の持分に関する記録やそれに対する支払いの記録を行う責任や義務を負わない。

大券に対する持分の保持者は、本社債に関し直接の議決権を有しない。代わりに、かかる保持者は、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグによって許される範囲で適切な代理人を任命できる限りにおいて、行動することができる。

信用格付はすべてのリスクを反映していない可能性がある

一以上の独立した信用格付機関が、本社債に格付を付与する場合がある。かかる格付は、ストラクチャー、市場、上記に記載された付加的要因及び他に本社債の価値に影響を与え得る要因に関連するリスクのもたらす潜在的な影響をすべて反映していない可能性がある。格付は、有価証券の購入、売却又は保持を推奨するものではなく、格付機関によりいかなるときにおいても見直され又は取り下げられる可能性がある。

信用格付の格下げによる影響

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用力の一般的な評価によって、ある程度影響を受けることが予想される。かかる見通しは、一般的に未償還の本社債について、標準統計格付サービスである、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、マグローヒル・カンパニーズ・インク傘下のスタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス及びフィッチ・レーティングス・リミテッドによってなされる格付による影響を受ける。これらの格付機関のいずれかにより、発行会社の未償還の債券の格付の格下げがなされれば、本社債の取引価値の減少に帰することになる。

計算代理人による決定

本社債の要項によれば、計算代理人は、本社債に関する一定の決定及び判断並びに本社債の要項の調整をするための裁量を有しており、これらは、本社債について発行会社が支払うべき金額に影響を与え得る。かかる決定、判断又は調整は、明白な誤りがない限り、終局的であり、本社債権者を拘束する。いかなる決定、判断又は調整を行う場合であっても、計算代理人は、本社債権者（その人数は問わない。）個別の事情から生じる利益を考慮することはなく、とりわけ（ただし、これに限定されない。）、特定の法域、国若しくは行政区域に居住し、関係し又は属していることによる個別の本社債権者（その人数は問わない。）のための決定若しくは調整の結果は考慮しない。また、計算代理人及び本社債権者はいずれも、発行会社、計算代理人若しくはその他の当事者から、個別の本社債権者に対する当該決定、判断又は調整による税効果に関する補償又は支払いを要求する権利を有しないものとする。計算代理人は、当該決定、判断又は調整をする権利を行使するに当たり、単独のかつ完全な裁量を有しているが、誠実に行使しなければならない。

法令上の考慮事項により一定の投資が制限される場合がある

一定の投資家の投資活動は、投資に関する法令及び規則又は一定の当局の審査若しくは規制に服す。各潜在的投資家は、(i)本社債は自身にとって合法的な投資であるか、(ii)本社債は、各種借入れのための担保として利用し得るか、及び(iii)本社債の購入又は質

入れに他の制限は課せられないか、自身の法律顧問に助言を求め、並びに、その程度を見極めるべきである。金融機関は、自身の法律顧問又は適切な監督機関に相談し、適用ある自己資本規制又は類似のルールに基づく、本社債の適切な取り扱いを決定すべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

平成27年5月15日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

以下に関する最新の事由については、発行登録書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面を参照すること。

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシーが平成27年5月1日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（発行登録書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面にその訳文が記載されている。）の記載を除き、有価証券報告書の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成27年5月25日）まで、重要な変更その他重要な事由は発生していない。

2 将来に関する事項について

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシーが平成27年5月1日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（発行登録書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面にその訳文が記載されている。）の記載を除き、本発行登録追補書類提出日（平成27年5月25日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

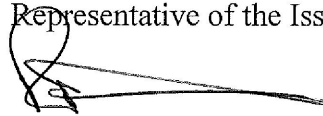
Certificate of Eligibility for Shelf Registration

5 May 2015

To: The Director-General of the Kanto Local Financial Bureau

Issuer: Lloyds Bank plc

Representative of the Issuer:



Name: Richard Shrimpton

Title: Group Capital Markets Issuance
Director

1. The Issuer has filed Annual Securities Report for one consecutive year; and
2. The aggregate principal amount of the Issuer's bonds that have been issued or distributed in Japan through the filing of a Securities Registration Statement or a Shelf Registration Statement within five years before the filing date of this Shelf Registration Statement is JPY 10 billion or more.

<Reference>

Issue Date: 20 November 2014

Lloyds Bank plc Japanese Yen Bonds - Sixth Series (2014)

Aggregate Principal Amount: JPY 48 billion

「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

(平成 27 年 5 月 5 日)

関東財務局長 殿

会社名 ロイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 (署名)

グループ・キャピタル・マーケット・イシュー
ンス・ディレクター

リチャード・シュリンプトン

- 1 当社は 1 年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日以前 5 年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が 100 億円以上である。

(参考)

(平成 26 年 11 月 20 日の発行)

ロイズ・バンク・ピーエルシー第 6 回円貨社債 (2014)

券面総額又は振替社債の総額 480 億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

(注) ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー（以下「当行持株会社」という。）は、非営業持株会社であり、すべての事業活動はその直接子会社であるロイズ・バンク・ピーエルシー（以下「当行」という。）によって遂行されている。そのため、当行持株会社およびその子会社による一定の資本性証券の発行および継続的な管理を除き、当行持株会社および当行の連結財務諸表はすべての重要な点において類似しており、また、本書に記載された当行持株会社に関する財務およびその他の情報は、当行に関する情報よりも詳しく、ロイズ・バンキング・グループの事業全体との関連性で当行の業務を捉えているため、掲載されている。

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシーの 2015 年第 1 四半期に係るインタリム・マネジメント・ステートメント

当行持株会社は、2015 年 5 月 1 日、英国において、2015 年第 1 四半期に係るインタリム・マネジメント・ステートメントを公表した。以下にその和訳を掲げる。

[表紙]

公表基準

本書は、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー（以下「当社」という。）およびその子会社（以下、併せて「ロイズ・バンキング・グループ」という。）の 2015 年 3 月 31 日に終了した 3 ヶ月間の業績を対象とする。

法定ベース

法定の情報は英文原文 9 ページに記載されている。ロイズ・バンキング・グループの財務状態および財務実績の比較可能性は、多くの要因によって重要な影響を受けた。そのため、法定ベースで 2015 年と 2014 年の数字を比較するメリットは限定的である。

基礎的ベース

業績のより意義深い外観を示すために、対象期間の業績の比較を誤って伝えるおそれがあるとマネジメントが思料する項目を除き、実績は基礎的ベースで表示している。基礎的利益の計算では、以下の会計項目が除外されている。

- －購入した無形固定資産の償却費および取得に伴う公正価値調整の解消
- －特定の資産売却およびその他の項目による影響
- －保険事業および保険のグロスアップに関するボラティリティ
- －簡素化費用、TSB の設立および二重の運営費用、ならびに TSB の売却に関連する損失
- －支払補償保険およびその他の規制上の引当金
- －ロイズ・バンキング・グループの確定給付年金制度に係る一部の過去勤務年金項目

別段の記載がない限り、本書における損益計算書の説明は 2015 年 3 月 31 日に終了した 3 ヶ月間と 2014 年 3 月 31 日に終了した 3 ヶ月間を比較しており、貸借対照表の分析はロイズ・バンキング・グループの 2015 年 3 月 31 日現在の貸借対照表と 2014 年 12 月 31 日現在の貸借対照表を比較している。

TSB

2015年3月24日、ロイズ・バンキング・グループは保有する TSB の持分の 9.99% を売却し、持分比率を 40% に削減した。この売却により TSB に対する支配権を失い、TSB は連結対象から外れた。ロイズ・バンキング・グループが保有する 40% の TSB 持分は、2015年3月31日現在のロイズ・バンキング・グループの貸借対照表において、「その他の資産」における公正価値での売却目的保有資産として報告されている。ロイズ・バンキング・グループの四半期の業績は TSB を包含している。本書における TSB に関する開示は、ロイズ・バンキング・グループを基準に表示されており、TSB の業績の発表において開示される対応数値とは異なる可能性がある。

将来に関する記述

本書には、ロイズ・バンキング・グループの事業、戦略、計画、ならびにその将来の財務状態と業績に係わる現時点の目標および予想に関連する、「一定の将来に関する記述」が含まれている。ロイズ・バンキング・グループもしくはその取締役および／または経営陣の判断および予想を含め、過去の事実ではない記述は「将来に関する記述」に該当する。「将来に関する記述」を特定する表現として、「判断する」、「期待する」、「予測する」、「予想する」、「意図する」、「目標とする」、「潜在的」、「行う」、「行いたい」、「～の可能性がある」、「～と判断し得る」、「～の可能性が高い」、「見積る」等の語句、およびこれらの語句の変化形、ならびに同様の将来のもしくは条件的な表現を使用しているが、かかる記述を特定する方法としては、これらの表現に限られない。「将来に関する記述」は、将来発生するまたは発生し得る事象に関連し、将来発生するまたは発生し得る事態に左右されるもので、その性質上、リスクと不確実性を伴うものである。

ロイズ・バンキング・グループによる当該「将来に関する記述」、またはロイズ・バンキング・グループのために行われた「将来に関する記述」の中で表示された計画、目標、予想、予測および意図は、実際の事業、戦略、計画および／または業績とは大きく異なる可能性があり、その要因としては次のものが挙げられるが、これらに限られない。すなわち、1) 英国と世界の一般的な経済やビジネスの動向、2) 市場関連の傾向および進展、3) 外国為替レート、株式相場、通貨の変動、4) 必要な場合に資本、流動性、資金調達源にアクセスするための十分な能力、5) ロイズ・バンキング・グループの信用格付の変動、6) 費用の節約、7) 顧客の消費・貯蓄・借入などの習慣の変化、8) 借入人またはカウンターパーティの信用度の変化、9) ユーロ圏における混乱、一または複数の国がユーロ圏を離脱する可能性、およびソブリン信用格付けの格下げまたはその他のソブリン財政問題の影響などを含む、世界の金融市場の不安定、10) 技術的变化およびサイバーセキュリティのリスク、11) 世界的な流行病、自然災害その他の災害や悪天候など、ロイズ・バンキング・グループがコントロールできない類似の偶発事象、12) 社内および社外におけるプロセスまたはシステム上の欠陥または不具合、13) 戦争やその他の敵対行為、テロ攻撃およびその対応、地政学的でパンデミックな事象、14) スコットランド改革の結果を含む、法律、規則、会計基準、税制の改正、15) ロイズ・バンキング・グループがコントロールできない所要自己資本や流動性およびその他の類似の要件の変更、16) 英国、欧州連合（以下「EU」という。）、米国その他の政策、決定および行動（主な法律および規制の履行を含む）、17) 経営幹部や従業員を雇用し、その雇用を維持する能力、18) 英財務省がロイズ・バンキング・グループに投資した結果として、ロイズ・バンキング・グループに対して課された要件および制限、19) ロイズ・バンキング・グループの取締役、経営陣、または従業員による作為または不作為（労働紛争など）、20) ロイズ・バンキング・グループの退職後確定給付制度義務の変更、21) ロイズ・バンキング・グループの EU 諸国救済義務の一部として、特定資産の売却を、満足できる形で完了する能力、22) TSB バンキング・グループ・ピーエルシーに対する銀行業務サービスの提供、23) 不良資産評価、市場の機能不全および非流動市場によって（ただし、これらに限らない。）引き起こされる将来の減損費用または評価損の

規模、24) ロイズ・バンキング・グループが購入した信用保護の価値および有効性、25) 特定のリスクを経済的にヘッジできないこと、26) 損失引当金の適切性、27) 銀行以外の金融機関および貸金業者を含む同業他社の行動、28) 規制上または競争上の監視、法的手続、規制上または競争上の調査または申立てにさらされることなどである。将来に関する記述の一定の要素に係る議論および将来に関する記述の例については、米国証券取引委員会に提出されているフォーム 20-F 上の最新のアニュアル・レポートを参照のこと。適用法令または規則に基づき義務付けられる場合を除き、本書中の「将来に関する記述」は本書の日付現在で作成されたもので、ロイズ・バンキング・グループは、「将来に関する記述」に関する更新または訂正について公表する一切の義務または保証に関し、その責任を負うものではないことを明示する。

2015年3月31日に終了した3ヶ月間の業績

「英国経済成長による下支えと恩恵を受け続けており、顧客および株主にとって最高の銀行になるという戦略の次の段階に向け力強いスタートを切った。第1四半期も財務力および財務業績の改善が続いていることに満足しており、ロイズ・バンキング・グループの計画が持続可能な成長とより高いリターンをもたらすことを期待している。」

アントニオ・ホルタ・オソーリオ
グループ・チーフ・エグゼクティブ

財務力と財務業績の改善の継続

- 基礎的利益は2,178百万ポンドと2014年第1四半期から21%増加した。
- 収益合計は3%増の4,644百万ポンドとなった。
 - 受取利息純額は3,021百万ポンドと7%増加した。これは主に利ざやが2.65%に改善したことによる。
 - その他の収益は、2014年度に行った事業の売却ならびにリテール事業の手数料および報酬の低下により2014年第1四半期と比べて6%減少して1,623百万ポンドとなったが、2014年第4四半期に比べると5%増加した。
- 事業向け投資が増加したため費用合計は対前年比で横ばいだった。収益費用比率は47.7%となった(2014年第1四半期:49.3%)。
- 減損費用は59%減少して177百万ポンドとなった。アセット・クオリティ・レシオは、20ベース・ポイント改善して0.15%になった。
- 税引前およびTSB売却前利益は37%上昇して、1,874百万ポンドだった。
- TSB売却関連損失は660百万ポンドだった。
- 基礎的所要自己資本利益率は2014年第1四半期から3.0パーセント・ポイント改善して16.0%になった。
- 貸借対照表と流動性ポジションは健全で、CET1比率は13.4%と当四半期に0.6パーセント・ポイント改善した。資本比率合計は22.6%、レバレッジ比率は5.0%だった(2014年12月31日現在:4.9%)。

- 報告済法定税引前利益は1,214百万ポンドであった。
- 1株当たり有形資産純額は55.8ペンスに増加した(2014年12月31日現在:54.9ペンス)。

次の戦略的段階に向けた力強いスタート、顧客と英国経済の支援を引き続き重視

- ロイズ・バンキング・グループは、TSBの売却により、定められた期限前に欧州委員会(EC)への公約を果たすことができる。
- マルチチャネル、マルチブランド戦略を通じて最高の顧客体験を生み出す。デジタル投資を拡大する。
- プロセスの再設計および自動化により、より一層シンプルで効率的になる。
- 主要顧客部門において持続可能な成長を達成する。
 - 市場が後退する中、中小企業(SME)向け純貸出額は過去12ヶ月間で4%増加して1.1十億ポンドとなった。
 - 英国の消費者金融事業は過去12ヶ月間で17%成長した。
 - 引き続き市場動向に沿った住宅ローン事業の伸びを目標としている。第1四半期は初回住宅購入者向け貸付額が2.2十億ポンドと、住宅ローン4件につき1件を手がけることとなった。
- 英国政府の持分は20.95%に低下した(2015年4月23日現在)。
- ロイズ・バンクおよびバンク・オブ・スコットランド基金を通じた寄付により地域経済への支援を続けており、2014年度は慈善基金に19百万ポンド超寄付した。
- ロイズ・バンキング・グループの英国繁栄支援計画(Helping Britain Prosper Plan)の一環として、基金の英国全土での活動を支援するために、2020年までに少なくとも100百万ポンドを拠出すると公約した。

2015年度見通しを上方修正または再確認。2015年度更なる飛躍に向けて万全の態勢

- 2015年度の純利ざやは当初予想の約2.55%を上回る見通しである。
- その他の収益は、2015年も概ね横ばいで推移する見通しである。
- 2015年通年のアセット・クオリティ・レシオは今のところ約25ベース・ポイントになると予想される(従来は約30ベース・ポイント)。
- 通年の収益費用比率は、2014年度の49.8%を下回ることを目標としている。

連結損益計算書－基礎的ベース

	2015年3月31日	2014年3月31日	増減	2014年12月31日	増減
	に終了した 3ヶ月間	に終了した 3ヶ月間		に終了した 3ヶ月間	
	百万ポンド	百万ポンド	%	百万ポンド	%
受取利息純額	3,021	2,811	7	2,923	3
その他の収益	1,623	1,718	(6)	1,547	5
収益合計	4,644	4,529	3	4,470	4
費用合計	(2,289)	(2,298)	—	(2,505)	9
減損	(177)	(431)	59	(183)	3
基礎的の利益	2,178	1,800	21	1,782	22
資産売却およびその他の項目	(111)	120		34	
簡素化費用	(26)	(294)		(316)	
TSB	(745)	(172)		(144)	
過去の引当金	—	—		(1,125)	
その他の項目	(82)	(85)		(83)	
税引前利益(法定ベース)	1,214	1,369	(11)	148	
税金	(270)	(207)	(30)	(41)	
当期純利益	944	1,162	(19)	107	
1株当たり基礎的の利益	2.3ペンス	2.0ペンス	0.3ペンス	1.8ペンス	0.5ペンス
1株当たり利益	1.2ペンス	1.6ペンス	(0.4)ペンス	0.0ペンス	1.2ペンス
銀行業務の純利ざや	2.65%	2.32%	33ベース・ポイント	2.47%	18ベース・ポイント
収益費用比率 ¹	47.7%	49.3%	(1.6)パーセント・ポイント	54.9%	(7.2)パーセント・ポイント
アセット・クオリティ・レシオ	0.15%	0.35%	(20)ベース・ポイント	0.15%	—
リスク加重資産利益率	3.73%	2.71%	102ベース・ポイント	2.89%	84ベース・ポイント
総資産利益率	1.05%	0.87%	18ベース・ポイント	0.83%	22ベース・ポイント
基礎的の所要自己資本利益率	16.0%	13.0%	3.0パーセント・ポイント	12.6%	3.4パーセント・ポイント
法定所要自己資本利益率	8.3%	10.8%	(2.5)パーセント・ポイント	0.3%	8.0パーセント・ポイント

¹ オペレーティング・リースの減価償却費は収益および費用から控除されており、TSBの収益および運営費用を除く。

貸借対照表－主要比率

	2015年3月31日	2014年12月31日	増減
	現在	現在	
	十億ポンド	十億ポンド	%
顧客に対する貸付金および前渡金 ²	455	478	(5)
顧客に対する貸付金および前渡金 ^{2, 3} (TSB、ラン・オフおよびその他を除く)	408	406	—
顧客預金	419	447	(6)
預貸率	109%	107%	2パーセント・ポイント
資産合計	849	855	(1)
ラン・オフ資産	15	17	(9)
ホールセール・ファンディング	117	116	—
普通株式 Tier 1 資本比率	13.4%	12.8%	0.6パーセント・ポイント
暫定資本比率合計	22.6%	22.0%	0.6パーセント・ポイント
リスク加重資産	234	240	(2)
レバレッジ比率	5.0%	4.9%	0.1パーセント・ポイント
1株当たり有形純資産	55.8ペンス	54.9ペンス	0.9ペンス

² リバース・レポ取引 4.5 十億ポンド (2014 年 12 月 31 日現在 : 5.1 十億ポンド) を除く。

³ その他には、スペシャリスト事業のモーゲージ帳簿残高、インテリジェント・ファイナンスおよびオランダのモーゲージが含まれる。

グループ・チーフ・エグゼクティブによる説明

2015 年はロイズ・バンク 250 周年、スコティッシュ・ウィドウズ 200 周年という記念すべき年である。このような節目の年の第 1 四半期に、大きな戦略的前進を遂げることができた。基礎的収益性および貸借対照表の健全性が大きく改善すると同時に、英国経済成長を支援し、またその恩恵を受けることができたのである。

財務の健全な前進

基礎的利益は、収益増と減損の低下が功を奏し 21%増の 2,178 百万ポンドとなり、基礎的所要自己資本利益率は 13.0%から 16.0%へと改善した。法定税引前利益は、2014 年度の 1,369 百万ポンドから 1,214 百万ポンドに減少した。貸借対照表の健全化が一段と進み、普通株式 Tier 1 資本比率は 13.4%、レバレッジ比率は 5.0%と、それぞれ 2014 年度末の 12.8%および 4.9%から上昇した。

引き続き顧客と英国経済を支援

ロイズ・バンキング・グループの英国繁栄支援計画に概略した通り、貸付に係る公約において目覚ましい前進を見せている。英国住宅セクターでは引き続き初回住宅購入者に対する最大の貸手であり、住宅ローンの 4 件に 1 件を手がけ、今年第 1 四半期に 2.2 十億ポンドの貸付を実施した。商業セクターへの公約を通じて 23,000 件以上の事業立上げを支援しており、依然としてファンディング・フォー・レンディング・スキーム（融資用資金供給オペ）への最大の参加者である。

次の戦略的段階に受けた力強いスタート

2014 年 10 月、「最高の顧客経験を生み出す」、「より一層シンプルで効率的になる」、「持続可能な成長を遂げる」という 2017 年末までに達成すべき 3 つの戦略的優先事項を定めた。

「最高の顧客経験を生み出す」という点については、顧客への提案に対する投資を継続している。その中の 1 つが、顧客がオンライン上で様々な自動車ローンのオプションにアクセスできる、ハリファックス・カー・プラン・エクストラのような新しいデジタル面での取り組みである。

「より一層シンプルで効率的になる」という点でも大きな前進を見せている。収益費用比率は 47.7%と、2014 年度の 49.8%を通年で下回るペースで推移している。「持続可能な成長の達成」は、顧客および英国経済を支援する上での重要な要素である。過去 12 ヶ月間にわたり、主要顧客区分に対して正味 6.3 十億ポンドの追加貸付を実施しており、うち 1.1 十億ポンドが中小企業向けだった。

TSB の売却および英国政府による取引計画

第 1 四半期にバンコ・デ・サバデルに対してロイズ・バンキング・グループが保有する TSB の持分の残りを売却することで合意し、この取決めの一環として 3 月に持分の 9.99%を売却した。TSB の持分をすべて売却すれば、定められた期限前に欧州委員会に対する公約を達成することができるであろう。

また、第 1 四半期に力強い業績を上げたことから、英国政府は保有事業持分を引き続き削減することができ、完全な民間企業への回帰が一段と可能になった。2015 年上半期中に計画的で秩序だった持分売却を行うとの計画を 2014 年 12 月に発表した後、英国政府の持分は現在、当初の半分以下となる 20.95%にまで低下した。

2015 年度更なる飛躍に向けた万全の態勢

ロイズ・バンキング・グループによる、シンプルで低リスクの顧客を重視した英国リテールおよびコマーシャル・バンキング事業モデルを通じて戦略を成功裏に実施できれば、顧客にとって最高の銀行となり、力強く持続可能なリターンを株主に提供できると確信している。また、2015 年度も中間および期末配当金を支払う意向である。

アントニオ・ホルタ・オソーリオ
グループ・チーフ・エグゼクティブ

最高財務責任者による財務実績の検証

概要：力強い基礎的収益性と健全な貸借対照表

2015年第1四半期のロイズ・バンキング・グループの基礎的収益性は21%増加して2,178百万ポンドとなったが、これは主に収入増と減損額の低下によるものである。TSB売却関連費用660百万ポンド計上後の法定税引前利益は、前年度の1,369百万ポンドに対し、1,214百万ポンドだった。また、法定税引後利益は944百万ポンドである。

2015年3月31日現在の顧客に対する貸付金および前渡金は455十億ポンドであり、2014年12月31日から5%減少したが、その要因は主としてTSBの売却を反映したためである。顧客預金は2014年12月31日から6%減少して419十億ポンドとなったが、これも概ねTSB売却の結果である。

力強い基礎的収益性とリスク加重資産が2%減少したことが相まって（繰り返しになるが、これもほぼTSBの売却による）、ロイズ・バンキング・グループの普通株式Tier1資本比率は2015年3月31日現在0.6パーセント・ポイント改善して13.4%となった（2014年12月31日：12.8%）。これは合意しているTSB売却の結果として、正味0.2パーセント・ポイント低下した後の数値である。レバレッジ比率は5.0%に改善した（2014年12月31日：4.9%）。

TSBおよびその他ポートフォリオを除く貸付金および前渡金は、2014年3月末から2%上昇した。住宅ローン、中小企業向け融資、中間市場および英国消費者金融事業の伸びが続いているが、グローバル企業顧客への貸付の減少により一部相殺された。

収益合計

	2015年 3月31日に 終了した 3ヶ月間 百万ポンド	2014年 3月31日に 終了した 3ヶ月間 百万ポンド	増減 %	2014年 12月31日に 終了した 3ヶ月間 百万ポンド	増減 %
受取利息純額	2,829	2,610	8	2,730	4
TSB	192	201	(4)	193	(1)
受取利息純額合計	3,021	2,811	7	2,923	3
その他の収益	1,592	1,680	(5)	1,513	5
TSB	31	38	(18)	34	(9)
その他の収益合計	1,623	1,718	(6)	1,547	5
収益合計	4,644	4,529	3	4,470	4
銀行業務の純利ざや	2.65%	2.32%	33 ベーシス・ ポイント	2.47%	18 ベーシス・ ポイント
銀行業務の純利ざや (TSBを除く)	2.60%	2.27%	33 ベーシス・ ポイント	2.42%	18 ベーシス・ ポイント
利付バンキング資産の平均残高	468.0 十億ポンド	491.5 十億ポンド	(5)	475.8 十億ポンド	(2)
利付バンキング資産の平均残高 (TSBを除く)	446.5 十億ポンド	468.2 十億ポンド	(5)	453.9 十億ポンド	(2)

受取利息純額合計は、過去 12 ヶ月間で 7%、前四半期比 3% 増加して 3,021 百万ポンドとなった。これは一部ラン・オフ事業ポートフォリオの縮小により相殺されたものの、純利ざやが引き続き改善していることを表している。

純利ざやは、2014 年第 1 四半期比 33 ベーシス・ポイント高、2014 年第 4 四半期比 18 ベーシス・ポイント高の 2.65% となった。こうした改善は、利益率の低いラン・オフ事業の資産売却に加えて、資金調達および負債コストの低下による恩恵が続いていることを反映しているが、そうした効果は資産価格の下落によって部分的に相殺された。また、2014 年第 1 四半期と比べて利ざやが改善したのは、昨年発行したエンハンスド・キャピタル・ノート (ECN) の利益を反映しており、一方第 4 四半期対比の改善はある程度、貯蓄性商品範囲のスリム化という決定に伴う一時的な影響がなくなったことに起因している。

第 1 四半期の力強いトレンドと将来の予想を踏まえ、目下通年の純利ざやは当初の見通しの 2.55% を上回るだろうと予測している。

その他の収益合計は、主に 2014 年第 1 四半期のスコティッシュ・ウイドウズ・インベストメント・パートナーシップの売却ならびにリテール事業の手数料および報酬減が主な要因となり、前年同期比 6% 減となる 1,623 百万ポンドとなった。

その他の収益合計は、2014 年第 4 四半期に低調に推移したリテール事業が反転したことやコマーシャル・バンキング事業が牽引して 2014 年第 4 四半期比 5% 増加した。その他の収益は 2015 年通期もほぼ横ばいで推移するだろうと予測している。

費用合計

	2015 年	2014 年	2014 年		
	3 月 31 日 に終了した 3 ヶ月間	3 月 31 日 に終了した 3 ヶ月間	増減 %	12 月 31 日 に終了した 3 ヶ月間	増減 %
	百万ポンド	百万ポンド		百万ポンド	
営業費用	2,020	2,031	1	2,221	9
オペレーティング・リースの 償却費用	183	173	(6)	195	6
	2,203	2,204	-	2,416	9
TSB の運営費用	86	94	9	89	3
費用合計	2,289	2,298	-	2,505	9
収益費用比率 ¹	47.7%	49.3%	(1.6)パーセン ト・ポイント	54.9%	(7.2)パーセン ト・ポイント

¹ オペレーティング・リースの減価償却費は収益および費用から控除されており、TSB の収益および運営費用を除く。

費用合計は、事業投資の増加が簡素化による利益により相殺された結果、2014 年第 1 四半期比横ばいとなった。

第 1 四半期の収益費用比率は、2014 年第 1 四半期 (49.3%) および第 4 四半期 (54.9%) 比共に改善して 47.7% となった。これは、収益増と費用基盤の安定を表している。また、第 4 四半期と比べて経費率が改善したのは、2014 年第 4 四半期に 254 百万ポンドの銀行付加税が発生したタイミングによるものである。収益費用比率については、引き続き 2014 年通年の 49.8% (銀行付加税

を除くと 48.2%) という数値を下回ることを目指している。

減損

	2015年 3月31日に 終了した 3ヶ月間 百万ポンド	2014年 3月31日に 終了した 3ヶ月間 百万ポンド	増減 %	2014年 12月31日に 終了した 3ヶ月間 百万ポンド	増減 %
減損費用	158	407	61	159	1
TSB	19	24	21	24	21
減損費用合計	177	431	59	183	3
アセット・クオリティ・レシオ	0.15%	0.35%	(20)ペーシ ス・ポイント	0.15%	-
減損貸付金が貸付金残高に 占める割合	2.8%	5.7%	(2.9)パーセン ト・ポイント	2.9%	(0.1)パーセン ト・ポイント

減損費用は改善を続けており、2014年第1四半期から59%低下して177百万ポンドとなった。これは、効果的なリスク管理やラン・オフ事業ポートフォリオの規模縮小、景気回復および低金利環境の継続による新たな減損が少なかったことを反映している。

減損費用の低下や将来的な見通しから、現在通年のアセット・クオリティ・レシオが約25ペーシス・ポイントになると予想している（従来は約30ペーシス・ポイント）。減損貸付金が貸付金残高に占める割合は、2014年12月31日の2.9%（TSBを除くと3.0%）から2.8%へと低下した。これは継続事業ポートフォリオとラン・オフ事業ポートフォリオの双方が減少したことによる。減損貸付金に対する引当率は、2014年12月31日の56.4%から57.1%に上昇した。

法定利益

2015年第1四半期の法定税引前利益は、1,214百万ポンドだった。基礎的ベースと法定ベースの業績の調整に関する詳細は、英文原文10ページを参照のこと。

	2015年3月31日に 終了した3ヶ月間	2014年3月31日に 終了した3ヶ月間	増減	2014年12月31日に 終了した3ヶ月間	増減
	百万ポンド	百万ポンド	%	百万ポンド	%
基礎的利益	2,178	1,800	21	1,782	22
資産売却およびその他の項目：					
資産売却およびボラティリティ	18	260		92	
公正価値解消	(129)	(140)		(58)	
	(111)	120		34	
簡素化費用	(26)	(294)		(316)	
TSB 設立費用および二重運営費用	(85)	(172)		(144)	
TSB 売却に係る費用	(660)	-		-	
	(745)	(172)		(144)	
過去項目	-	-		(1,125)	
その他の項目：購入した無形資産の償却	(82)	(85)		(83)	
法定税引前利益	1,214	1,369	(11)	148	
税金	(270)	(207)	(30)	(41)	
当期利益	944	1,162	(19)	107	

資産売却およびボラティリティ

資産売却およびボラティリティは、2014年度の260百万ポンドに対して18百万ポンドとなった。これは主に、エンハンスド・キャピタル・ノートに組み込まれているデリバティブの価値変動（2014年第1四半期が204百万ポンドの利益だったのに対して、当期は65百万ポンドの費用）および2014年第1四半期に認識されたスコティッシュ・ウィドウズ・インベストメント・パートナーシップ売却に係る利益105百万ポンドがなくなったことによる。これらは保険事業および銀行事業から生じたプラスのボラティリティによる72百万ポンド（2014年3月31日：108百万ポンドのマイナスのボラティリティ）によって一部相殺された。

公正価値解消

公正価値解消に伴う129百万ポンドの費用は、2014年度に相当する数値である140百万ポンドを下回った。これは主に、HBOS買収の一環として取得した劣後債の満期特性を反映している。

TSB

当四半期、TSBの二重の運営費用は85百万ポンドであり、またTSB売却に係る純費用660百万ポンドが発生した。この費用は、ロイズとTSB間で締結している移行サービス契約に係る純費用、代替ITプラットフォームへの移行に際してロイズからTSBに提供される拠出金、および売却益を反映したものである。これは2015年3月20日に発表された当初見積額である640百万ポンドと異なり増加しているが、主に第1四半期のTSBの業績によるものである。かかる売却による資本への影響として、2015年3月31日現在ロイズ・バンキング・グループの普通株式Tier1資本比率が正味0.2パーセント・ポイント低下した。かかる数値は、当該取引の完了時にさらに0.1パーセント・

ポイント低下すると予想している。

TSBは現在連結対象から外れており、今後は損益計算書にも反映されないことになる。

支払補償保険 (PPI)

第1四半期にPPI引当金は積み増しされなかった。請求対応件数は2014年第1四半期を11%下回ったが、ロイズ・バンキング・グループの予想をやや上回った。また季節要因により、2014年第4四半期をわずかに上回った。

改善や過去の事業見直しは想定通り進展している。その結果、第1四半期の現金支払額は合計836百万ポンドとなり2014年第4四半期を上回った。ただし、これら費用は今年下半期に大幅に減少するだろうと引き続き予想している。残る1.7十億ポンドの引当金は、引き続きロイズ・バンキング・グループの将来の費用合計に係る最善の見積りを表しているが、特に将来の合計予想請求件数等、様々なリスクや不確実性は存在している。

税金

第1四半期の税金繰入額は270百万ポンドで、実効税率22%である。2014年第1四半期の実効税率は15%だったが、これはスコティッシュ・ウィドウズ・インベストメント・パートナーシップ等の事業の売却益に対する免税を反映している。

資金調達、流動性および自己資本比率

	2015年 3月31日現在	2014年 12月31日現在	増減 %
ホールセールでの資金調達	117 十億ポンド	116 十億ポンド	-
ホールセールでの資金調達 (満期到来が1年未満)	41 十億ポンド	41 十億ポンド	-
うち短期金融市場での資金調達 (満期到来が1年未満) ¹	20 十億ポンド	19 十億ポンド	5
預貸比率	109%	107%	2パーセント・ポイント
一次流動性資産 ²	101 十億ポンド	109 十億ポンド	(7)
普通株式 Tier 1 資本比率 ³	13.4%	12.8%	0.6パーセント・ポイント
移行期 Tier 1 資本比率	16.9%	16.5%	0.4パーセント・ポイント
移行期総資本比率	22.6%	22.0%	0.6パーセント・ポイント
レバレッジ比率	5.0%	4.9%	0.1パーセント・ポイント
リスク加重資産	234 十億ポンド	240 十億ポンド	(2)
株主資本	44 十億ポンド	43 十億ポンド	2

¹ 利ざや3.2十億ポンド(2014年12月31日:2.8十億ポンド)と決済勘定1.7十億ポンド(2013年12月31日:1.4十億ポンド)に係る残高を除く。

² オフバランスシートの流動性資産を含む。2014年12月31日現在の残高には、TSBが保有する4.5十億ポンドが含まれる。

³ 普通株式 Tier 1 資本比率は、全面適用後と移行期ベースの双方で同じである。

ロイズ・バンキング・グループのホールセールでの資金調達額は117十億ポンドと概ね安定しており、そのうち41十億ポンドが1年以内に満期を迎える。ロイズ・バンキング・グループの流動性ポジションは、一次流動性資産が101十億ポンド、二次流動性資産が102十億ポンドと引き続き健全である。一次流動性資産は、1年以内に満期を迎える短期金融市場での資金調達資金の5倍以上であり、またホールセールでの短期資金調達額の2倍以上を占めている。

ロイズ・バンキング・グループは資本基盤を引き続き強化しており、当四半期中普通株式 Tier 1 資本比率は、前四半期の12.8%から13.4%に上昇したが、合意済みのTSB売却の結果正味0.2パーセント・ポイント減少した。この全体的な改善は、基礎的利益の伸びと、所定の規制処理に従ってTSBを一部連結対象から外したことを主に反映したリスク加重資産の削減の双方によるものである。

レバレッジ比率は、普通株式資本に関するTier 1資本の増加とTSBの一部連結対象からの除外を主な要因として、4.9%から5.0%に増加した。

エンハンスド・キャピタル・ノート (ECN)

ロイズ・バンキング・グループは3月31日、健全性監督機構(PRA)から一連のECN償還に係る認

可を受けた。ロイズ・バンキング・グループはまた、受託者が ECN の特定の条項の解釈に関する宣言的判決を求める旨を受託者から通知された。受託者と簡易訴訟手続を進めることで合意し、2015 年 5 月 18 日の週に法定審問が行われる予定である。これに基づきロイズ・バンキング・グループは、当面これら ECN の償還を行うことを延期する決断を下した。ECN の償還に関する追加情報を後日公表する予定である。

総括

2015 年第 1 四半期、ロイズ・バンキング・グループは力強い基礎的利益を上げ、引き続き貸借対照表を強化している。見通しを上方修正または再確認すると共に、2015 年における更なる飛躍に向け万全の態勢を整えている。

ジョージ・カルマー
最高財務責任者

法定連結損益計算書（未監査）

	2015年3月31日に 終了した3ヶ月間	2014年3月31日に 終了した3ヶ月間
	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	2,263	2,718
保険金控除後のその他の収益	2,280	1,911
保険金控除後の収益合計	4,543	4,629
営業費用合計	(3,185)	(2,910)
減損	(144)	(350)
税引前利益	1,214	1,369
税金	(270)	(207)
当期純利益	944	1,162
普通株式の株主に帰属する利益	814	1,148
その他の株主に帰属する利益	99	—
株主に帰属する利益	913	1,148
非支配持分に帰属する利益	31	14
当期純利益	944	1,162

要約連結貸借対照表（未監査）

	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
資産		
現金および中央銀行預け金	56,749	50,492
トレーディング目的資産および損益を通じて公正価値で測定する その他の金融資産	150,740	151,931
デリバティブ金融商品	39,493	36,128
貸付金および債権	487,980	510,072
売却可能金融資産	56,796	56,493
その他の資産	57,518	49,780
資産合計	849,276	854,896
負債		
銀行預り金	12,684	10,887
顧客預金	418,962	447,067
トレーディング目的負債および損益を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	70,468	62,102
デリバティブ金融商品	37,963	33,187
発行債券	77,652	76,233
保険契約および投資契約から生じる負債	117,181	114,486
劣後債券	25,332	26,042
その他の負債	39,284	34,989
負債合計	799,526	804,993
資本合計	49,750	49,903
資本および負債合計	849,276	854,896

付属 1

法定数値から基礎的ベースへの調整

下表は、法定数値から基礎的ベース数値への調整であり、その指針は表紙裏（訳者注：原文のページ）に記載されている。

2015年3月31日に 終了した3ヶ月間	ロイズ・ バンキング・ グループ 法定	控除					基礎的 ベース
		資産売却 および その他の項目 ¹	簡素化および TSB費用 ²	保険事業 グロスアップ	法定準備金 および 規制上の 準備金	購入無形資産 の償却	
		百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
受取利息純額	2,263	100	—	658	—	—	3,021
その他の収益 (保険金控除後)	2,280	34	(5)	(686)	—	—	1,623
収益合計	4,543	134	(5)	(28)	—	—	4,644
営業費用 ³	(3,185)	10	776	28	—	82	(2,289)
減損	(144)	(33)	—	—	—	—	(177)
税引前利益	1,214	111	771	—	—	82	2,178

2014年3月31日に 終了した3ヶ月間	ロイズ・ バンキング・ グループ 法定	控除					基礎的 ベース
		資産売却 および その他の項目 ⁴	簡素化および TSB費用 ⁵	保険事業 グロスアップ	法定準備金 および 規制上の 準備金	購入無形資産 の償却	
		百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	
受取利息純額	2,718	155	—	(62)	—	—	2,811
その他の収益 (保険金控除後)	1,911	(225)	—	32	—	—	1,718
収益合計	4,629	(70)	—	(30)	—	—	4,529
営業費用 ³	(2,910)	31	466	30	—	85	(2,298)
減損	(350)	(81)	—	—	—	—	(431)
税引前利益	1,369	(120)	466	—	—	85	1,800

¹ 資産売却（5百万ポンドの損失）、変動の激しい項目（215百万ポンドの損失）、負債管理（4百万ポンドの損失）、保険事業から生じたボラティリティ（242百万ポンドの利益）および公正価値の解消（129百万ポンドの損失）の影響から成る。

² 次段階プログラムのための退職関連の簡素化費用（26百万ポンド）、TSBの二重の運営費用（85百万ポンド）およびTSB処分関連費用（660百万ポンド）の影響から成る。

³ 基礎的ベースでは、費用合計として記載されている。

⁴ 資産売却（126百万ポンドの利益）、変動の激しい項目（198百万ポンドの利益）、保険事業から生じた変動の激しい項目（64百万ポンドの損失）および公正価値下方修正（140百万ポンドの損失）の影響から成る。

⁵ 退職関連の簡素化費用、ITおよび事業の導入費用（294百万ポンド）ならびにTSB設立および二重の運営費用（172百万ポンド）の影響から成る。

付属 2

基礎的ベースの四半期情報

ロイズ・バンキング・グループ	2015年3月31日に 終了した四半期	2014年12月31日に 終了した四半期	2014年9月30日に 終了した四半期	2014年6月30日に 終了した四半期	2014年3月31日に 終了した四半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	3,021	2,923	3,034	2,993	2,811
その他の収益	1,623	1,547	1,612	1,730	1,718
収益合計	4,644	4,470	4,646	4,723	4,529
費用合計	(2,289)	(2,505)	(2,232)	(2,377)	(2,298)
減損	(177)	(183)	(259)	(327)	(431)
基礎的利益	2,178	1,782	2,155	2,019	1,800
資産売却およびその他の項目	(111)	34	(186)	(1,687)	120
簡素化費用	(26)	(316)	(131)	(225)	(294)
TSB	(745)	(144)	(105)	(137)	(172)
過去の引当金	—	(1,125)	(900)	(1,100)	—
その他の項目	(82)	(83)	(82)	624	(85)
税引前法定利益(損失)	1,214	148	751	(506)	1,369
銀行業務の純利ざや	2.65%	2.47%	2.51%	2.48%	2.32%
アセット・クオリティ・レシオ	0.15%	0.15%	0.20%	0.26%	0.35%
リスク加重資産利益率	3.73%	2.89%	3.37%	3.09%	2.71%
総資産利益率	1.05%	0.83%	1.01%	0.97%	0.87%
収益費用比率 ¹	47.2%	54.0%	46.0%	48.4%	48.8%

¹ オペレーティング・リースの減価償却費は収益および費用から控除されている。

TSBを除くロイズ・バンキング ・グループ	2015年3月31日に 終了した四半期	2014年12月31日に 終了した四半期	2014年9月30日に 終了した四半期	2014年6月30日に 終了した四半期	2014年3月31日に 終了した四半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
受取利息純額	2,829	2,730	2,841	2,794	2,610
その他の収益	1,592	1,513	1,578	1,696	1,680
収益合計	4,421	4,243	4,419	4,490	4,290
費用合計	(2,203)	(2,416)	(2,146)	(2,276)	(2,204)
減損	(158)	(159)	(236)	(300)	(407)
基礎的利益	2,060	1,668	2,037	1,914	1,679
銀行業務の純利ざや	2.60%	2.42%	2.47%	2.44%	2.27%
アセット・クオリティ・レシオ	0.14%	0.14%	0.19%	0.25%	0.34%
リスク加重資産利益率	3.58%	2.76%	3.25%	2.99%	2.58%
総資産利益率	1.03%	0.80%	0.99%	0.94%	0.83%
収益費用比率 ¹	47.7%	54.9%	46.4%	48.7%	49.3%

¹ オペレーティング・リースの減価償却費は収益および費用から控除されている。

付属 3

資本およびレバレッジの開示

	2015年3月31日現在	2014年12月31日現在
	百万ポンド	百万ポンド
資本資源（暫定ベース）		
普通株式資本に関するTier 1		
貸借対照表に占める株主資本	43,976	43,335
保険会社の連結除外	(1,050)	(824)
その他の調整	(1,711)	(1,183)
	41,215	41,328
普通株式資本に関するTier 1からの控除	(9,858)	(10,639)
普通株式資本に関するTier 1資本 ¹	31,357	30,689
追加Tier 1商品	9,177	9,728
Tier 1からの控除	(1,033)	(859)
Tier 1資本合計	39,501	39,558
Tier 2商品および適格引当金	14,747	14,530
Tier 2からの控除	(1,370)	(1,288)
資本資源合計	52,878	52,800
リスク加重資産		
信用リスク	180,931	186,562
取引相手の信用リスク	9,598	9,108
信用評価調整	2,240	2,215
オペレーショナル・リスク	26,279	26,279
市場リスク	4,341	4,746
閾値のリスク加重資産	10,794	10,824
リスク加重資産合計 ¹	234,183	239,734

レバレッジ

Tier 1 資本合計 (全面適用後)	36,713	36,044
法定貸借対照表資産	849,276	854,896
連結除外およびその他の調整	(163,065)	(166,207)
オフバランスシート項目	52,385	50,980
エクスポージャー合計 ²	<u>738,596</u>	<u>739,669</u>

比率

普通株式資本に関するTier 1 資本比率 ¹	13.4%	12.8%
暫定的Tier 1 資本比率	16.9%	16.5%
暫定的資本比率合計	22.6%	22.0%
レバレッジ比率 ²	5.0%	4.9%

¹ 普通株式資本に関する Tier 1 資本資源、リスク加重資産および普通株式資本に関する Tier 1 資本比率は、全面適用後および暫定ベースにおいて同一である。

² 修正委任法（2015年1月）に基づき、CRD IV 規則に従って算定されている。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

(注) ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシーならびにその子会社および関連企業（以下「当グループ」という。）の事業は、ロイズ・バンク・ピーエルシー（以下「当行」という。）で行われまたは当行によって所有されており、また当行はロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー（以下「当行持株会社」という。）によって完全に所有されている。そのため、下記の記載事項は、投資家が当行の事業や当行と当行持株会社との関係の関連性を理解する上で必要な、当グループおよび当行の双方に関連する情報である。

ロイズ・バンキング・グループの事業および業務内容

当グループの業務は、2014年12月31日現在、リテール、コマーシャル・バンキング、コンシューマー・ファイナンス、保険、およびTSBという5つの財務報告セグメントに分かれている。

リテール部門

リテール部門では、当座預金、貯蓄商品、個人ローン、住宅ローンなどの幅広い金融サービス商品を、富裕層および小規模な法人顧客を含む英国の個人顧客に提供している。当部門では、保険、補償、クレジットカード、ならびに様々な長期貯蓄商品および投資商品も提供している。

ロイズ・バンク、ハリファックスおよびバンク・オブ・スコットランドをはじめとする一連の強力なブランドによって、英国最大級の支店網ならびに、広く、デジタル、電話およびモバイルを通じて、顧客にサービスを提供している。

コマーシャル・バンキング部門

コマーシャル・バンキング部門は、中小企業から大企業までの英国の法人および金融機関をサポートしている。当部門は、法人顧客に対し、貸付け、預金およびトランザクション・バンキング・サービスに加え、キャピタル・マーケット、フィナンシャル・マーケットおよびプライベート・エクイティに関する専門知識を提供している。

コンシューマー・ファイナンス部門

コンシューマー・ファイナンス部門は、消費者および法人顧客に対し、アセット・ファイナンス・ソリューション、クレジットカードおよび商業サービスを提供している。

保険部門

保険部門は、長期貯蓄商品、投資商品および保険商品および損害保険を、主に、当行、直接チャネルおよび仲介ネットワークを通じて提供している。

TSB

TSBは、別途上場されているリテール・バンキング事業である。

2 主要な経営指標等の推移

ロイズ・バンク・ピーエルシー

	2014年	2013年	2012年 ¹	2011年 ¹	2010年 ¹
各年12月31日に終了した事業年度の連結損益計算書のデータ					
(単位：百万ポンド)					
保険金控除後の収益合計	16,669	18,710	20,406	22,585	25,278
営業費用合計	(13,628)	(15,075)	(15,767)	(16,022)	(13,236)
営業利益	3,041	3,635	4,639	6,563	12,042
減損	(752)	(2,741)	(5,149)	(8,094)	(10,952)
税引前利益(損失)	2,289	894	(510)	(1,531)	725
当期利益(損失)	1,867	(366)	(1,231)	(795)	(93)
株主に帰属する利益(損失)	1,780	(402)	(1,315)	(868)	(155)
各年12月31日現在の連結貸借対照表のデータ					
(単位：百万ポンド)					
株式資本	1,574	1,574	1,574	1,574	1,574
株主資本	48,777	43,739	46,298	50,599	46,891
顧客預金	447,067	439,467 ²	426,912	424,377	416,276
劣後債券	31,973	33,534	37,590	37,330	29,609
顧客に対する貸付金および前渡金	482,704	492,952 ²	517,225	584,237	611,089
					1,008,73
資産合計	866,448	857,354 ²	952,463	988,366	2
各年12月31日現在の資本比率(%)³					
資本合計比率	23.3	22.2 ³	16.5	14.8	14.1
Tier 1 資本比率	17.0	17.0 ³	15.8	14.3	12.2

1 修正再表示済み。

2 当行の2014年度財務書類に対する注記1を参照のこと。

3 2013年12月31日現在の現行規則に沿って計算されており、2014年1月1日に施行された資本要求指令IV (CRD IV) による修正再表示はなされていない。